

令和5年度

# いくしあのあゆみ

尼崎市子どもの育ち支援センター



いくしあ

令和7年4月

尼崎市子どもの育ち支援センター



## はじめに

子どもの育ち支援センター「いくしあ」では、身近な子育て相談から専門的な相談まで、子どもに関するあらゆる相談を受け、一緒に考え、情報提供や助言などを行う「総合相談」、様々な課題を抱えた子どもや、虐待など子育て家庭の課題に寄り添いながら支援を行う「家庭児童相談」、発達や行動で気になることや困りごとを持った子どもとご家族等を対象に、医師や保健師、心理士などの専門職が支援を行う「発達相談支援」、不登校・集団になじみにくいなど教育に関する様々な悩みに対して支援を行う「教育相談」及び「不登校の児童生徒支援」、ひきこもりの長期化・重篤化を防止するため、概ね15歳から29歳までの青少年とその保護者を対象に支援を行う「青少年のひきこもり支援」、ヤングケアラー等の支援を要する世帯に対して訪問支援員を派遣し、負担軽減とともに自立に向けた支援を行う「ヤングケアラー支援」といった支援を展開し、課題を抱える子どもとその家族に対して、切れ目のないきめ細かな支援に日々取り組んでおります。

また、こうした取組に加えて、令和5年度においては、児童福祉法等の改正に伴う「こども家庭センター機能」を「いくしあ」及び南北保健福祉センターに設置するための検討を進めたほか、令和8年度に開設を予定している児童相談所の設置に向けた取組も進めているところです。

こうしたなか、早期発見・早期支援による予防の観点を含め、課題や困難を抱える子どもたちやその家庭への支援を市域に根付かせ、さらに効果的な支援を実践していくためには、様々な関係機関をはじめ、支援者、学校園、地域の方々などの理解と協力が欠かせません。

本書は、これらの関係者の方々に、「いくしあ」への理解を深めていただくとともに、「いくしあ」と連携を強めていただくことを目的に、令和5年度に行った活動をまとめたものです。本書が、困難や課題を抱える子どもたちや子育て家庭への支援の第一歩として活用され、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現の一助になれば幸いです。

子どもの育ち支援センター いくしあ

所長 北村 幸司

# 目次

<b>1</b>	<b>尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあとは</b>	<b>7</b>
<b>2</b>	<b>尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあの概要</b>	<b>8</b>
	(1) 沿革	8
	(2) 施設概要	8
	(3) 建物概要	8
	(4) 組織(令和6年4月現在)	9
	(5) 職員数(令和6年4月現在)	9
	(6) 所管事務の概要(令和6年4月現在)	10
<b>3</b>	<b>総合相談</b>	<b>11</b>
	(1) 概要	11
	(2) 相談件数	11
	(3) サロン利用件数	12
	(4) 読み聞かせ会実績	13
<b>4</b>	<b>家庭児童相談・児童虐待予防のための取組</b>	<b>16</b>
	(1) 概要	16
	(2) 家庭児童相談における相談種別内訳(新規対応件数)	16
	(3) 子育て家庭ショートステイ事業	16
	(4) 要保護・要支援児童等見守り強化事業	16
	(5) 児童虐待再発防止プログラム事業	17
	① 事業参加者数	17
	② プログラム内容	17
	③ 参加者の変化	17
	④ 事業報告会	18
	(6) 要保護・要支援児童等心理的ケア事業	18
	(7) いくしあぱんとりー	18
<b>5</b>	<b>要保護児童対策地域協議会運営事業</b>	<b>19</b>
	(1) 尼崎市要保護児童対策地域協議会	19
	① 構成機関(令和5年4月1日現在)	19
	② 調整機関(事務局)	20
	③ 事業実績	20
<b>6</b>	<b>発達相談支援</b>	<b>22</b>
	(1) 概要	22
	(2) 発達相談	22
	① 専門職による相談(件数)	22
	② 診察件数	23
	(3) グループOT(作業療法)	24
	(4) 親へのグループ支援	24

①	ペアレントトレーニング（「あまっこいきいき講座」）	24
②	子育てセミナー	25
③	子ども支援教室	25
(5)	支援者のための支援事業	26
①	施設支援事業	26
②	ティーチャーズトレーニング	26
③	支援者への研修	27
(6)	課題解決のための連携施策	28
①	保健との連携	28
②	教育委員会との連携	28
③	尼崎市医師会 小児科医会との連携	29
<b>7</b>	<b>教育相談・不登校の児童生徒支援</b>	<b>31</b>
(1)	概要	31
(2)	具体的な取組内容と課題	31
①	カウンセラーによる教育相談	31
②	スクールソーシャルワーカーによる学校支援	31
③	SNS を利用した相談	32
④	こども自立支援、ハートフルフレンドによる不登校児童生徒支援	32
⑤	学校以外の多様な学びの場の充実	33
<b>8</b>	<b>ひきこもりがちな青少年への支援</b>	<b>37</b>
(1)	ユース相談支援事業	37
①	支援開始件数及び委託先の支援回数の推移	37
②	支援対象者の性別と申請時年齢	37
③	支援期間	38
④	ケースモニタリング	39
⑤	居場所事業（当事者会）の実績	40
⑥	家族交流会の実績	40
⑦	啓発活動	41
<b>9</b>	<b>ヤングケアラー支援</b>	<b>44</b>
(1)	ヤングケアラー等世帯訪問支援事業	44
<b>10</b>	<b>子どもの育ち支援システムの運用</b>	<b>46</b>
<b>11</b>	<b>児童相談所の設置に向けた取組</b>	<b>48</b>
<b>12</b>	<b>その他の事業</b>	<b>49</b>
(1)	いくしあ講演会	49
(2)	尼崎こども支援おなかまプロジェクト	50
(3)	いくしあ専門家会議	51
(4)	視察の受入・市政出前講座	51
①	視察の受入	51
②	市政出前講座の実績	51

13 おわりに .....	53
【参考】 .....	54
いくしあ来館者アンケート調査結果.....	54

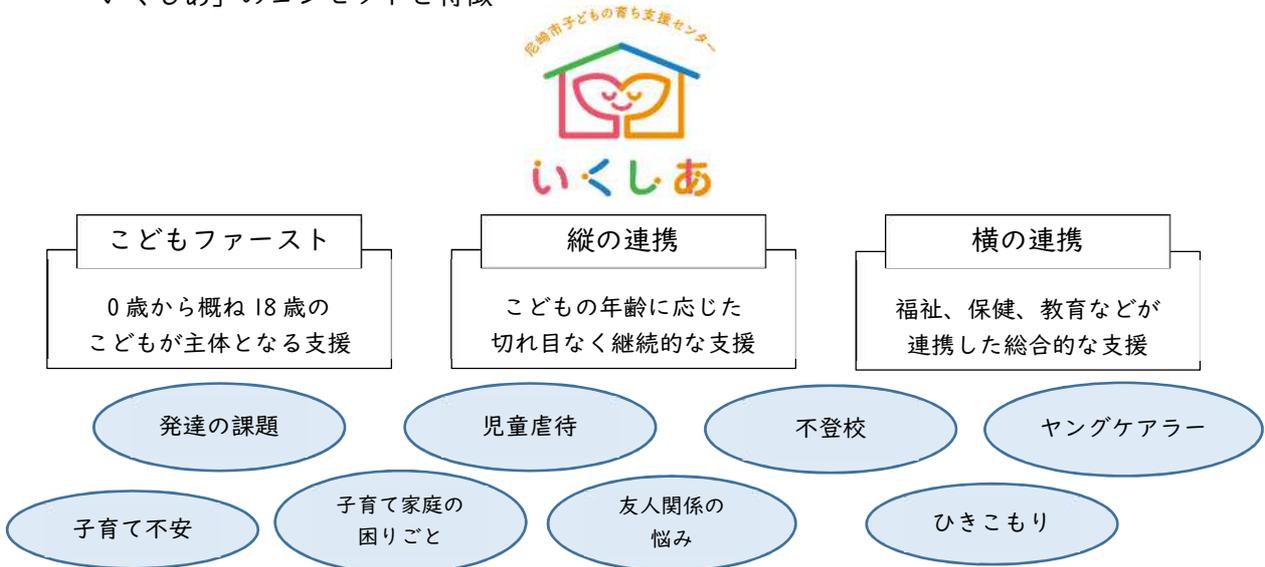
# 1 尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあとは

尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」は、児童虐待の相談件数の増加、いじめ、不登校、集団不適応に悩むこどもの増加、発達障害やその疑いのあるこどもの増加など、こどもや子育て家庭を取り巻く状況が多様化・複雑化、深刻化してきていることや、単独機関での対応・解決が困難なケースが増加し、年齢の切れ目のない総合的な支援ができていないといった背景から、組織分野にとらわれず幅広い相談に対応し、児童虐待や不登校、発達障害など、日々の暮らしの中で課題や困難を抱えるこどもたちと子育て家庭に寄り添い、支えるための総合施設として開設した。

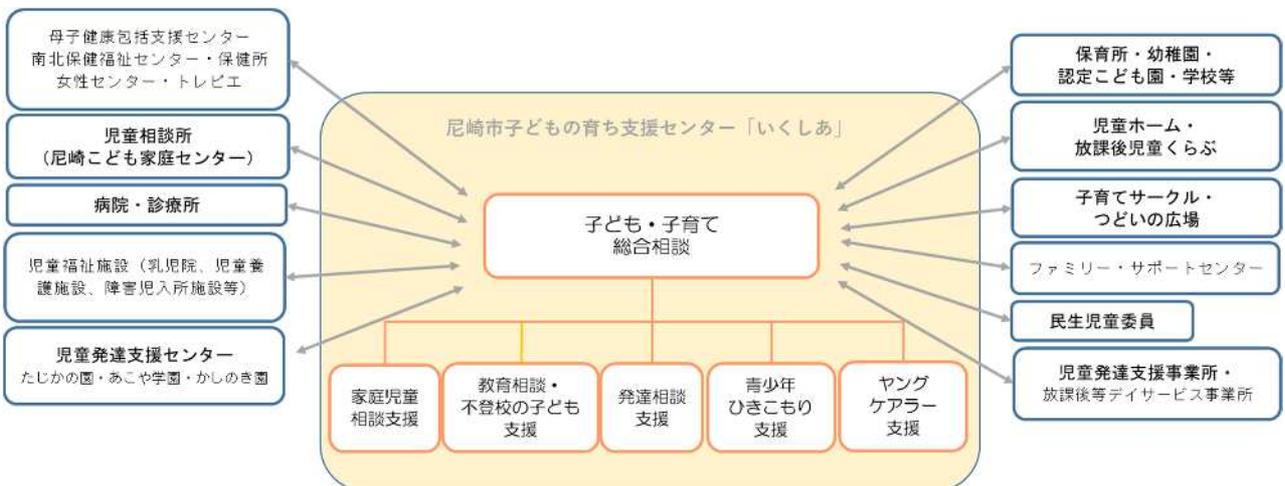
「いくしあ」では、0歳から概ね18歳のこどもを対象とし、こどもの年齢に応じた切れ目のない支援とともに、福祉、保健、教育などが連携した総合的な支援を実施している。

(※ひきこもり相談支援(ユース相談支援事業)は概ね29歳までの青少年を対象。)

## 「いくしあ」のコンセプトと特徴



主に悩みや心配ごとのあるこどもや子育て家庭を対象とした総合相談窓口としつつ、身近な子育て相談も含め幅広い相談に対応している。



## 2 尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあの概要

### (1) 沿革

平成 27 年	12 月	旧聖トマス大学の施設活用と整備の方向性策定 (平成 27 年 3 月：聖トマス大学閉校後、敷地と施設の一部を市へ譲渡)
平成 28 年	3 月	第 3 期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画策定 (尼崎市総合計画の部門別計画として、また尼崎市子どもの育ち支援条例の推進計画として位置付け。)
平成 28 年	4 月	子どもの育ち支援センター準備担当設立
令和元年	10 月	尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」開設
令和 4 年	1 月	(仮称) 尼崎市こども家庭センター設置基本方針策定

### (2) 施設概要

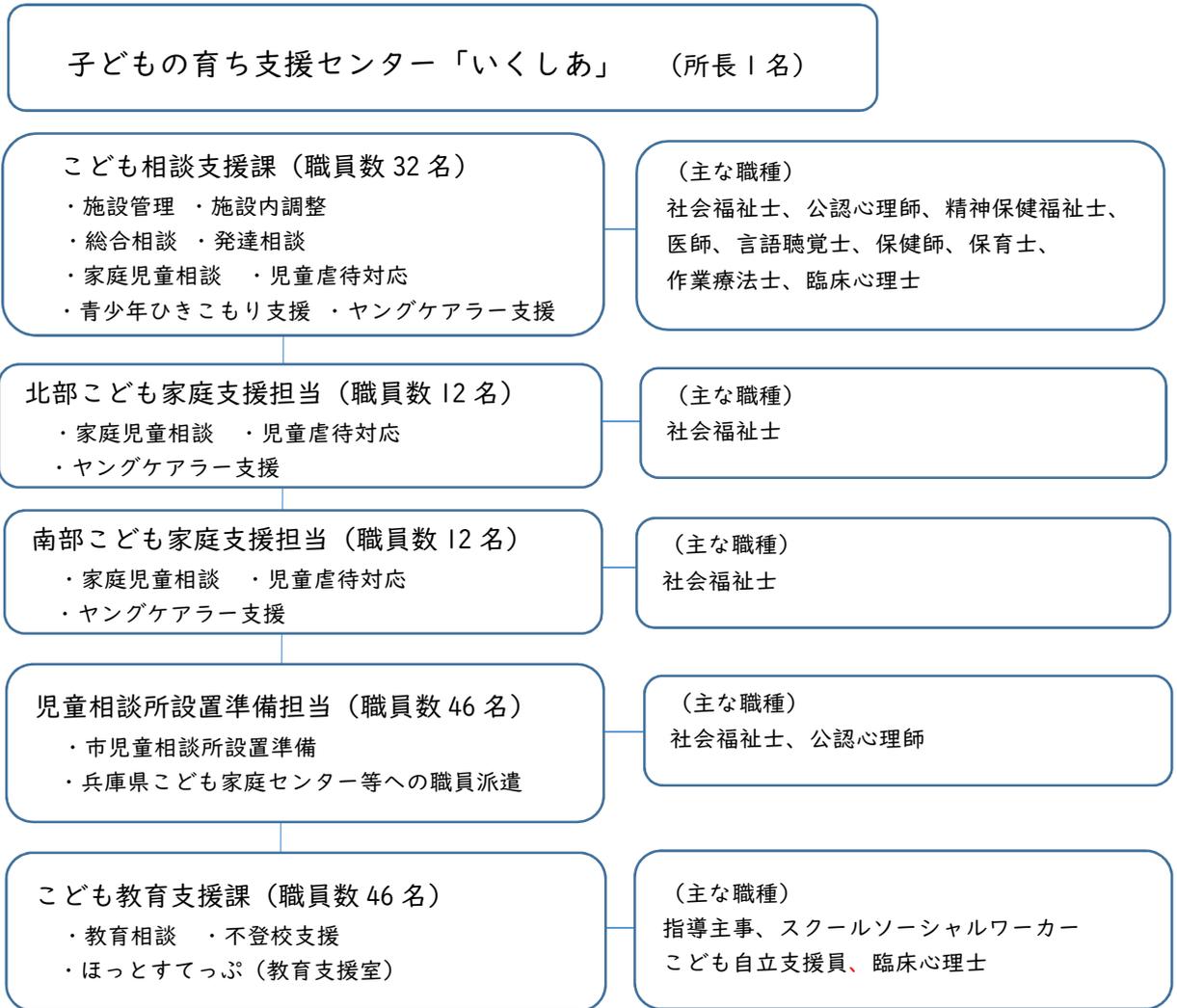
尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」は、児童福祉法第 10 条の 2 に基づいて設置された市町村子ども家庭総合支援拠点であり、児童虐待や不登校、発達障害など、日々の暮らしのなかで課題や困難を抱えるこどもたちと子育て家庭に寄り添い、支えるための総合施設として、主に次のような業務を行っている。

- 児童専門のケースワーカーや医師などの専門職を配置し、こどもに関する、家庭その他からの相談に対し、寄り添い支援を行う。
- 組織分野にとらわれず幅広い相談に対応し、支援歴の情報を一元的に管理することで切れ目のない支援を行う。
- 不登校の児童生徒など、多様な状況をサポートし、学校とともに課題に対応する。
- さまざまな関係機関、民間団体と協力・連携して支援を行う。
- 発達の不安などについての相談に対応し、心理検査や診察を通して支援につなぐなど、必要な支援を行う。

### (3) 建物概要

所在地	尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 6 号	
建築面積	約 782 m <sup>2</sup>	
建物延床面積	約 2,031 m <sup>2</sup> (1 階 約 734 m <sup>2</sup> 、 2 階 約 708 m <sup>2</sup> 、 3 階 約 589 m <sup>2</sup> )	
構造	鉄筋コンクリート造・3 階建	
施設の概要	1 階	受付、相談室、カンファレンス室、親子相談室、授乳室、サロン
	2 階	地域交流室、感覚統合室、プレイルーム、幼児支援教室、観察室、事務室
	3 階	教育支援室(ほっとすてっぷ EAST)、診療室、保健室、プレイルーム(箱庭)、発達検査室、保護者室、研修室、スヌーズレンルーム
利用時間	月曜日から金曜日(祝日除く)9時から17時30分	

(4) 組織（令和6年4月現在）



(5) 職員数（令和6年4月現在）

課名等	常勤					行政 事務員	計
	所長	課長	参事	事務	専門職		
子どもの育ち支援センター所長	1	-	-	-	-	-	1
こども相談支援課	-	1	1	9	8	13	32
北部こども家庭支援担当	-	1	-	-	11	-	12
南部こども家庭支援担当	-	1	-	-	11	-	12
児童相談所設置準備担当	-	1	1	4	40	-	46
こども教育支援課	-	1	-	2	6	37	46
合計	1	5	2	15	76	50	149

※児童相談所設置準備担当46名のうち、兵庫県こども家庭センター（5か所）に22名、兵庫県児童家庭課に1名、兵庫県立尼崎総合医療センターに1名、明石こどもセンターに5名、神戸市こども家庭センターに4名、西日本こども研修センターあかしに1名派遣

※こども教育支援課の専門職は指導主事

(6) 所管事務の概要（令和6年4月現在）

【こども相談支援課】

- ・子どもの育ち支援センターの運営等に係る企画調整
- ・子ども・子育て総合相談
- ・サロンの運営ほか利用者に係る支援
- ・発達相談支援業務の企画・立案・実施
- ・尼崎学園の運営指導
- ・要保護児童対策地域協議会に関すること
- ・要支援児童、要保護児童に係る相談・支援
- ・ひきこもり青少年への支援に係る事業の企画・立案・実施
- ・ヤングケアラーの支援

【北部こども家庭支援担当】

- ・要保護児童対策地域協議会に関すること
- ・要支援児童、要保護児童に係る相談・支援
- ・ヤングケアラーの支援

【南部こども家庭支援担当】

- ・要保護児童対策地域協議会に関すること
- ・要支援児童、要保護児童に係る相談・支援
- ・ヤングケアラーの支援

【児童相談所設置準備担当】

- ・子どもの育ち支援センターの運営等に係る企画調整（うち、市児童相談所設置準備に関すること）
- ・子どもの育ち支援システムの維持管理

【こども教育支援課】

- ・長期欠席の児童及び生徒の支援
- ・教育相談の調査及び研究
- ・教育相談の指導・助言・実施

### 3 総合相談

#### (1) 概要

いくしあ総合相談窓口の専門相談員が、身近な子育て相談から児童虐待や不登校、発達障害などの専門的な相談等に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、こどもの年齢に応じた切れ目のない福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援を行うためのアセスメント（見立て）や助言等を行う。

#### (2) 相談件数

##### 【新規・継続別相談件数】

(令和5年度)

種別	新規							継続						
	養護	保健	障害	非行	育成	サロン	合計	養護	保健	障害	非行	育成	サロン	合計
合計	38	5	122	3	998	320	1,486	128	5	208	7	2,045	1,607	4,000
割合	2.6%	0.3%	8.2%	0.2%	67.2%	21.5%	100.0%	3.2%	0.1%	5.2%	0.2%	51.1%	40.2%	100.0%

(令和4年度)

種別	新規							継続						
	養護	保健	障害	非行	育成	サロン	合計	養護	保健	障害	非行	育成	サロン	合計
合計	29	5	160	5	1,090	278	1,567	101	11	292	17	2,588	1,497	4,506
割合	1.9%	0.3%	10.2%	0.3%	69.6%	17.7%	100.0%	2.2%	0.2%	6.5%	0.4%	57.4%	33.2%	100.0%

##### ※相談種別の内容

養護	児童虐待に関する相談、虐待以外の養育環境の問題に関する相談
保健	未熟児、虚弱児、その他の疾患（精神疾患含む）に関する相談
障害	肢体、視聴覚、言語、知的障害等、障害を有する児童に関する相談
非行	虚言癖、浪費癖、家出、乱暴等問題行動のある児童に関する相談
育成	性格もしくは行動上の問題、不登校、進学等養育上の問題に関する相談
サロン	サロン利用時における相談対応

##### 【新規相談件数 年齢別内訳】

(令和5年度)

※不明：1名

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18以上	合計
件数	35	28	89	69	85	114	103	88	53	72	66	48	84	84	45	39	15	20	28	1,165
割合	3.0%	2.4%	7.6%	5.9%	7.3%	9.8%	8.8%	7.6%	4.5%	6.2%	5.7%	4.1%	7.2%	7.2%	3.9%	3.3%	1.3%	1.7%	2.4%	100.0%

(令和4年度)

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18以上	合計
件数	14	30	60	67	125	125	101	104	111	83	85	68	70	76	62	31	40	18	19	1,289
割合	1.1%	2.3%	4.7%	5.2%	9.7%	9.7%	7.8%	8.1%	8.6%	6.4%	6.6%	5.3%	5.4%	5.9%	4.8%	2.4%	3.1%	1.4%	1.5%	100.0%

【新規相談件数 相談方法別】

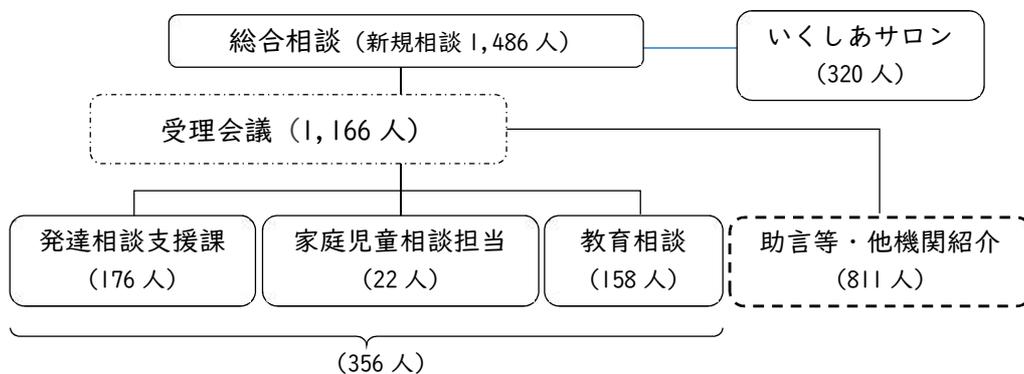
(令和5年度)

相談方法	新規					継続					
	電話	来所	訪問	メール等	合計	電話	来所	訪問	メール等	他課調整	合計
合計	1,046	406	0	34	1,486	1,338	1,743	0	104	815	4,000
割合	70.4%	27.3%	0.0%	2.3%	100.0%	33.5%	43.6%	0.0%	2.6%	20.4%	100.0%

(令和4年度)

相談方法	新規					継続					
	電話	来所	訪問	メール等	合計	電話	来所	訪問	メール等	他課調整	合計
合計	1,168	339	0	60	1,567	1,669	1,616	0	189	1,032	4,506
割合	74.5%	21.6%	0.0%	3.8%	100.0%	37.0%	35.9%	0.0%	4.2%	22.9%	100.0%

【新規相談に係るいくしあ内連携状況】



令和5年度、総合相談で受け付けた新規相談1,486人のうち、相談は1,166人(78.5%)、サロン利用は320人(21.5%)となっている。相談1,166人のうち、いくしあ内での連携支援を行った件数は356人(30.5%)で、助言や指導、他機関を紹介したケースが811人(69.5%)となっている。(※1件は重複して連携)

(3) サロン利用件数

サロンでは、相談員がこどもとの遊びを通じて、こどもへの関わり方のアドバイス、保護者の困りごとや悩みを聞いている。

【月別、実人数・延べ人数別 (こどものみ)】

(令和5年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実人数	67	70	78	61	80	92	86	73	85	76	82	104	954
延べ人数	122	160	142	130	136	176	178	151	171	176	181	204	1,927

(令和4年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実人数	49	37	52	56	61	53	48	68	62	80	85	110	761
延べ人数	84	67	117	114	138	142	183	120	157	194	208	251	1,775

#### (4) 読み聞かせ会実績

(令和5年度)

- 令和5年7月31日 夏の読み聞かせ会 (10組12人)
- 令和5年10月23日 秋の読み聞かせ会 (8組16人)
- 令和5年12月18日 冬の読み聞かせ会 (8組8人)
- 令和6年2月26日 春の読み聞かせ会 (9組14人)

(令和4年度)

- 令和4年8月29日 夏の読み聞かせ会 (6組8人参加)
- 令和4年8月30日 夏の読み聞かせ会 (4組5人参加)
- 令和4年12月23日 AM クリスマス読み聞かせ会 (8組9人参加)
- 令和4年12月23日 PM クリスマス読み聞かせ会 (4組5人参加)
- 令和5年3月3日 ひな祭り読み聞かせ会 (7組8人参加)

#### 【課題(総合相談)】

##### ○総合相談における相談件数・内容の分析

- ・総合相談で対応した新規相談・継続相談について分析することで、いくしあにおける支援の課題についての検討を行ったが、いくしあ全体の相談件数の分析にまでは至っていない。
- ・令和4年度は令和元年10月のいくしあ開設後、初めて総合相談における新規相談人数が減少し、令和5年度も新規相談件数減少の傾向が継続している。今後も、相談件数の推移のほか、相談者の傾向やニーズの分析を行うとともに、いくしあ総合相談窓口の周知・啓発を継続する必要がある。

##### ○総合相談の支援充実の取組

- ・いくしあ内連携支援に結び付けることができていないケースについては、できる限り総合相談の専門相談員にて継続的な対応を行い、相談にのったり、その後の支援に繋ぐようにしている。そのため総合相談での継続相談について、より専門的なアセスメントや支援を行う体制づくりが必要である。
- ・専門相談員が保持する資格や経験によって、相談内容に得意・不得意があることから、支援の標準化に向けたスキルアップが引き続き必要である。
- ・いくしあ外の地域資源との連携や情報共有の在り方について、より充実させる必要がある。

##### ○いくしあ内各課との連携

- ・いくしあ内連携支援を強化するために、いくしあ内各課代表が集まり、支援方法について協議を行う「いくしあ内支援会議」を開催することで、いくしあ内の連携支援の強化を図ったが、各課が支援方針を共有し、いくしあ全体でチーム支援を実施できる体制にまでは至っていない。

##### ○サロン運営について

- ・サロン利用者の増加に伴い、通常の相談対応とサロン対応の両立が難しくなっている。
- ・サロン利用者の増加に伴い、サロン利用者のニーズに合わせた支援メニューの充実を図る必要がある。

## 【今後の取組（総合相談）】

### ○総合相談における継続的な相談件数・内容の分析

- ・継続して総合相談における新規相談件数や相談内容、相談者のニーズ等を分析し、処遇困難ケースや新たな課題への対応など、支援の充実に取り組む。
- ・いくしあ全体の新規相談件数の把握に取り組み、いくしあ全体の相談件数の推移についても分析を進める。

### ○総合相談の支援充実の取組

- ・専門家による定期的なスーパーバイズを受けることで、専門相談員間で相談対応を行うにあたっての課題を共有しながら、専門相談員の支援の標準化を目指す。また、外部研修等の積極的な受講に取り組むことで、更なる相談対応のスキルアップに努める。
- ・改正児童福祉法に規定することも家庭センターや地域子育て相談機関について、本市での実施の在り方を検討しながら、いくしあ外の地域資源との連携や情報共有等について試行的に実施する。

### ○いくしあ内各課との連携

- ・いくしあ内連携支援を強化するために、「いくしあ内支援会議」を改正児童福祉法に規定する「合同ケース会議」として位置づけ、いくしあ内で支援方針を共有し、チーム支援が実施できるような体制の構築を目指す。

### ○サロン運営について

- ・発達相談支援担当とも協働し、サロンのイベントの充実を図り、サロン利用者のニーズに合わせた支援メニューの拡充を行う。

## 【支援や連携の事例】

### <こどもと家族の状況>

父・母・本児（5歳）・妹・弟の5人世帯。

### <いくしあの関わり>

本児はこだわりが強く、保育園等の集団に適応できずにいたことを、母は悩んでいた。本児の体調不良もあり、保育園へ行き渋りがあったため、母がサロンに本児を連れて立ち寄ったところ、本児がサロンを気に入り、継続していくしあに来所するようになる。母は本児への関わり方や妹との関係について悩んでいたため、サロン利用時、専門相談員は母の話を寄り添いながら傾聴し、家庭でもできそうな簡単な関わり方についてアドバイスをすることを心がけた。

また、より専門的な対応も必要であると判断されたため、いくしあ内で教育相談にも支援を引き継ぐことで、教育相談の心理士が母の相談と本児のプレイセラピーを実施することとなった。

その後、教育相談と総合相談で情報共有をしながら協働で支援を続けていた。本児の体調不良に関して、心理士が病院受診を勧めたところ、身体的な疾患があることがわかったことをきっかけに、医療機関との連携が必要となったため、教育相談と児童ケースワーカーが連携すると、医療機関、児童ケースワーカー、教育相談、保育園等で、ケース検討会議を実施し、多機関連携による支援方針の検討と役割分担を行った上で支援を進めることとなった。

### <成果と今後の見通し>

母は本児の登園渋りがきっかけで、本児の居場所を求めてサロンを利用したことから、いくしあとの関わりが始まった。サロンは誰でも気軽に立ち寄れる開かれた場所であると共に、専門相談員が利用者に寄り添いながら自然に困りごとや相談を引き出す関わりが可能となるため、母は安心して本児を遊ばせながら、次第に子育ての深い悩みを話してくれるようになった。

専門相談員は本児の遊びの様子や、母の話を傾聴しながら、より専門的な支援が必要であるとアセスメントし、いくしあ内で教育相談にも繋ぐことで、総合相談と教育相談が協働で支援する形を作ることができた。その後、本児の疾患から医療や福祉との関わりが必要になったため、児童ケースワーカーが核となってケース検討会議を実施し、本児に関わる関係者が連携して支援する体制を構築することができた。

本児は集団への馴染みにくさはあるものの、保育園に継続的に通っており、母も本児も教育相談とサロンを並行利用しながら少しずつ落ち着いてきている。今後は、小学校入学に向けて、小学校とも連携した支援を継続していく予定である。

#### 4 家庭児童相談・児童虐待予防のための取組

##### (1) 概要

家庭児童相談では、児童ケースワーカーが、課題を抱える子どもやその保護者に対して、児童虐待の予防と子どもの健全育成を目的とし、相談援助、アウトリーチ、地域資源のコーディネートなどのケースワークの手法を用いて、子どもや保護者に伴走しながら支援を行う役割を担っている。

また、子どもの育ち支援センター「いくしあ」内の他の専門職や南北保健福祉センター等の関係機関と連携を行うために必要な調整を行い、適切な支援に結びつける。

家庭児童相談では、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担い、虐待予防の観点から、ハイリスク家庭の情報を集約し、調査・アセスメントを実施し、支援ネットワークの構築を目指す。

##### (2) 家庭児童相談における相談種別内訳（新規対応件数）

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
R5年度	1,811	100	6	1	0	36	0	16	66	9	17	687	141	39	190	75	3,194
R4年度	1,258	103	8	1	0	45	0	10	105	12	16	643	168	52	150	87	2,658

##### (3) 子育て家庭ショートステイ事業

保護者が疾病等の社会的な事由によって、子どもの養育が一時的に困難となった場合、若しくは、母子が緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護することにより、子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

##### 【事業実績（利用件数）】

	申請理由				
	疾病	家庭理由	育児疲れ	その他	合計
R5年度	8	1	63	17	89
R4年度	3	2	38	11	54

##### (4) 要保護・要支援児童等見守り強化事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する食材等の提供などの支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援に繋げることができる体制を強化することを目的に、子育て支援について豊富な経験を持つ民間事業者のノウハウを活用し、世帯の状況把握、食糧支援、子どもの居場所の提供を行い、児童ケースワーカーと密に連携して、子どもとその世帯の支援を実施する。

令和5年度の委託先：NPO法人やんちゃんこ、(一社)ポノポノプレイス

【事業実績】

		事業利用	食品配送利用	居場所利用
R5 年度	世帯数	74	59	16
	児童数	161	136	39
R4 年度	世帯数	71	58	29
	児童数	141	117	40

(5) 児童虐待再発防止プログラム事業

児童虐待の未然防止や重篤化を防ぐため、虐待に至ってしまった子育てに悩む保護者を対象に、セルフケアと問題解決力の回復を促すプログラム（MYTREEペアレンツプログラム）を実施するほか、日常的な見守り支援を実施する。

令和5年度の委託先：社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会

① 事業参加者数

令和5年度 6名  
令和4年度 5名

② プログラム内容

事前面接	令和5年8月2日、3日
セッション1回目～6回目	令和5年9月6日～令和5年10月11日
中間面接	令和5年10月18日
セッション7回目～13回目	令和5年10月25日～令和5年12月6日
終了面接	令和5年12月13日
同窓会（3か月後）	令和6年3月6日
同窓会（6か月後）	令和6年6月5日

③ 参加者の変化

- ・初めは本プログラムでの取組に半信半疑の方もおられたが、最後には参加できてよかったとの声も聞かれた。また、安心な場での語りを通して過去は過去と手放すことができるようになった。
- ・MYTREEペアレンツプログラムの目的は「セルフケアと問題解決力をつけることによって暴力をストップする」ことにある。自分自身の時間を持ち気持ちにゆとりを持つこと（セルフケア）、家族や他人の力を借りるために自分の気持ちを話すこと、相手の気持ちを聴くこと（問題解決力）がしっかり日常生活に根付いており、そのことが暴力ストップに繋がっていると考えられる。
- ・プログラム終了後は、すべての参加者が虐待行為に対する意識が変わり、子どもへの不適切な行動が止まる、減るといった変化が見られた。このように、個々の参加者の意識の変化が見られ、プログラムの効果が現れており、児童虐待防止に具体的な効果をもたらしているといえる。

#### ④ 事業報告会

事業に参加した対象者の意識の変化や本事業の効果等について理解と知識を深めるため、委託事業者による事業報告会を行った。事業報告会は2部制とし、第1部は令和5年度の実施結果についての報告を行い、第2部は「MYTREE ペアレンツプログラムから学ぶ～ケースワークに活かせるスキルについて～」をテーマに講義を行った。本事業のことをよく知ってもらうため、対人援助職を中心に要保護児童対策地域協議会構成機関のうち実務担当者を受講対象者に含め、会場とオンラインのハイブリッドで実施し、多くの方に受講いただくことができた。また、プログラム修了後も必要な支援や見守りが継続できるよう、事業報告会後にプログラム実践者と児童ケースワーカーで個別ケースの引継ぎを兼ねた情報共有の機会を設けた。

開催日時：令和6年3月13日

受講者：36名

#### (6) 要保護・要支援児童等心理的ケア事業

要保護・要支援児童のうち、特に問題行動の強いこどもやその保護者等に対して、児童専門の心理士が心理教育・心理治療のための心理的ケアプログラムを実施し、被虐待児の心のケアや親の行動変容につなげる。

具体的には、対象児童に対しては、認知行動療法をベースに個別に作成した短期プログラムを実施するとともに、保護者に対しては、ペアレントトレーニング等の手法を用いた短期プログラムを実施する。

#### 【事業実績】

	支援した児童数	来所面談数	訪問面談数	発達検査実施数	プログラム実施数
令和5年度	62人	196回	81回	13回	52回
令和4年度	44人	90回	80回	5回	10回

#### (7) いくしあぱんとりー

生活に困窮する要保護・要支援児童等に対して、寄付で賄われる支援物品（食料品や衛生用品（生理用品、紙おむつ、おしりふき等）、子ども用衣類等）を児童ケースワーカーが直接配付し、支援する。

令和5年度の支援実績：96世帯

令和4年度の支援実績：121世帯

## 5 要保護児童対策地域協議会運営事業

### (1) 尼崎市要保護児童対策地域協議会

尼崎市要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けたこども、非行、不登校などの要保護児童や保護者の支援が必要な要支援児童、特定妊婦の早期発見と早期対応など適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置されたもので、構成する関係機関が要保護児童等の情報を共有し、支援の協議と役割分担を行うことで適切な支援等に繋いでいる。

こども相談支援課は、尼崎市要保護児童対策地域協議会の調整機関（事務局）を担っており、要保護児童対策地域協議会に関する事務を総括している。また、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し進行管理を行うとともに、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

#### ① 構成機関（令和5年4月1日現在）

尼崎市	尼崎市以外
子どもの育ち支援センターこども相談支援課	兵庫県尼崎こども家庭センター
子どもの育ち支援センターいくしあ推進課	兵庫県尼崎南警察署生活安全課
こども青少年部こども青少年課	兵庫県尼崎東警察署生活安全課
こども青少年部こどもの人権擁護担当	兵庫県尼崎北警察署生活安全課
こども福祉課	兵庫県警察本部少年育成課尼崎少年サポートセンター
保育児童部保育管理課	兵庫県立尼崎総合医療センター
保育児童部こども入所支援担当	兵庫県阪神南県民センター
保育児童部保育運営課	尼崎市立幼稚園長会
保育児童部児童課	尼崎市立小学校長会
北部保健福祉センター北部保健福祉管理課	尼崎市立中学校長会
北部保健福祉センター北部福祉相談支援課	尼崎市立高等学校長会
北部保健福祉センター北部障害者支援課	尼崎市民生児童委員協議会連合会
北部保健福祉センター北部地域保健課	社会福祉法人神戸婦人同情会子供の家
南部保健福祉センター南部保健福祉管理課	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
南部保健福祉センター南部福祉相談支援課	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
南部保健福祉センター南部障害者支援課	尼崎市法人保育園会
南部保健福祉センター南部地域保健課	尼崎市子育てサークル実行委員会
健康増進担当健康増進課	一般社団法人尼崎市医師会
保健部疾病対策課	尼崎市私立幼稚園連合会
協働部ダイバーシティ推進課	神戸地方法務局尼崎支局
学校教育部こども教育支援課	尼崎人権擁護委員協議会
学校教育部いじめ防止生徒指導担当	兵庫県弁護士会阪神支部
学校教育部学事企画課	
社会教育部社会教育課	
消防局救急課	
福祉部重層的支援推進担当	

② 調整機関（事務局）

こども相談支援課

③ 事業実績

【会議回数】

- 代表者会議 年1回開催
- 実務者会議 16回開催
- 個別ケース会議 随時開催（令5年度260回開催）

【要保護児童の状況】

◇相談種別（人数）

	虐待	養護	保健	障害	非行	育成	その他	合計
令和5年度	3,379	20	0	2	12	14	64	3,491
令和4年度	3,604	24	0	3	5	14	88	3,738

◇虐待種別（人数）

	身体		ネグレクト		心理的		性的		合計
令和5年度	514	15.2%	2,130	63.0%	728	21.5%	7	0.2%	3,379
令和4年度	492	13.7%	2,341	65.0%	766	21.3%	5	0.1%	3,604

◇主たる虐待者（人数）

	実父		実父以外の父		実母		実母以外の母		その他		合計
令和5年度	715	21.2%	27	0.8%	2,600	76.9%	11	0.3%	26	0.8%	3,379
令和4年度	732	20.3%	28	0.8%	2,800	77.7%	7	0.2%	37	1.0%	3,604

◇被虐待児年齢（人数）

	3歳未満		3歳～就学前		小学生		中学生		高校生等		合計
令和5年度	395	11.7%	838	24.8%	1,189	35.2%	573	17.0%	384	11.4%	3,379
令和4年度	740	20.5%	652	18.1%	1,237	34.3%	636	17.6%	339	9.4%	3,604

【課題（家庭児童相談・児童虐待予防のための取組及び要保護児童対策地域協議会運営事業）】

- ・児童ケースワーカーが地域資源と協働して児童虐待防止を進める中で、支援の担い手となる地域資源の確保が不十分である。
- ・要保護児童等の増加に伴って相談支援件数が年々増加する中、児童ケースワーカー等が支援に注力できる体制が必要となっている。

【今後の取組(家庭児童相談・児童虐待予防のための取組及び要保護児童対策地域協議会運営事業)】

- ・児童ケースワーカーや関係機関がさらに支援に注力できるよう、要保護児童対策地域協議会管理ケースの進行管理方法を改め、協議会運営の改善を図る。
- ・児童虐待に関する制度・知識だけでなく、支援スキルに関する内部研修を行う他、グループスーパービジョンの活用等により児童ケースワーカーの資質向上を目指し、市民一人ひとりに寄り添った支援を展開する。

【支援や連携の事例】

<こどもと家族の状況>

母、長男(1歳)の2人世帯。母が過去に出産した第1子がネグレクトにより施設入所していたこと、生活拠点が転々とし実態がつかみにくかったことから、要保護児童対策地域協議会の対象世帯として取り扱い、長男の妊娠期から保健師と一緒に児童ケースワーカーが関わっていた。自宅は物が多く不衛生だったが、母は気にする様子がなかった。

<いくしあの関わり>

長男出産後、食糧に困っているとの相談がなされたため「要保護・要支援児童等見守り強化事業」による食糧支援を開始した。食糧支援を通じて委託事業者が定期的に家庭訪問できる体制をつくり、児童ケースワーカーが適宜委託事業者と情報共有しながら世帯状況の把握に努めた。また、並行して保健師と児童ケースワーカーによる家庭訪問を継続し、信頼関係の構築を図る中で「腰を痛めたのでヘルパーを使いたい」と母から申し出があったことから、「ヤングケアラー等世帯訪問支援事業」の利用によりヘルパーによる買い物支援を開始した。その後、ヘルパーに部屋の掃除や片づけも手伝ってもらったらどうかと児童ケースワーカーが母に提案したところ、母が同意したため、児童ケースワーカーが委託事業者と調整し、長男が過ごすスペースを中心に部屋を掃除してもらうこととなった。また、保育所入所についても母から相談を受け、児童ケースワーカーが手続き支援を行うことで、長男の保育所入所が決定した。

<成果、今後の見通し>

多くの課題を抱えた世帯であるが、児童ケースワーカーの継続的な関わりや関係機関との連携によって世帯の見守り体制を構築したほか、住環境の改善につなげることができた。引き続き関係機関と情報を共有しながら連携した支援を行うとともに、世帯に必要な支援を検討していく。

## 6 発達相談支援

### (1) 概要

発達に関する課題を抱える親子への個別的支援と、そのこどもたちを取り巻く親へのグループ支援のほか、保育士や学校教員など支援者への支援を行っている。

個別的支援では、発達や行動で気になることや困りごとを抱えるこどもとその保護者の相談に対応し、必要に応じて発達検査や診察を通じてこどもへの理解を深め、必要な支援につなげている。

また、親へのグループ支援としては、ペアレントトレーニングや子ども支援教室、グループOT（作業療法）を実施し、支援者への支援としては、保育施設や学校等へ専門職を派遣し、対象児童の観察を通じて、子どもの発達や特性に応じた支援方法についての提案や子どもとの関わり方等についてアドバイス等を実施している。

### (2) 発達相談

#### ① 専門職による相談（件数）

（令和5年度）

	心理相談	OT相談	ST相談	保健師 相談	合計	割合
就学前	71	68	147	39	325	52.4%
小1-3	47	57	58	32	194	31.2%
小4-6	23	14	0	15	52	8.4%
中1-3	26	5	0	14	45	7.3%
高1-3	4	0	0	0	4	0.7%
合計	171	144	205	100	620	100.0%

（令和4年度）

	心理相談	OT相談	ST相談	保健師 相談	合計	割合
就学前	40	50	146	8	244	52.6%
小1-3	40	59	43	14	156	33.6%
小4-6	22	16	1	12	51	11.0%
中1-3	4	2	0	5	11	2.4%
高1-3	1	0	0	1	2	0.4%
合計	107	127	190	40	464	100.0%

※OT相談：作業療法士による相談 ST相談：言語聴覚士による相談

② 診察件数

【診察件数(月別・初診継続終診別)】

(令和5年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初診	12	16	15	12	16	16	13	10	9	10	15	7	151
継続	13	17	29	27	23	18	11	16	14	17	7	17	209
合計	25	33	44	39	39	34	24	26	23	27	22	24	360

(令和4年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初診	5	15	11	17	16	20	16	8	15	14	12	16	165
継続	4	14	20	27	18	18	24	19	20	18	15	13	210
合計	9	29	31	44	34	38	40	27	35	32	27	29	375

【診断名別】(重複あり)

(令和5年度)

	自閉 スペクトラム症	ADHD	知的発達症	限局性学習症
就学前	16	21	12	0
小1-3	20	29	31	7
小4-6	16	15	11	5
中1-3	7	15	13	1
高1-3	0	0	0	0
合計	59	80	67	13

(令和4年度)

	自閉 スペクトラム症	ADHD	知的発達症	限局性学習症
就学前	33	31	20	0
小1-3	37	50	36	1
小4-6	13	17	12	2
中1-3	10	13	11	1
高1-3	1	1	0	0
合計	94	112	79	4

### (3) グループOT (作業療法)

発達相談を実施したこどもの中で、感覚情報の処理が上手くできず、療育機関等を利用していないこどもを対象に、感覚統合室でトランポリン等体を使ったダイナミックな遊びを通し、体の動かし方を学ぶよう支援している。また、保護者には感覚の特性を踏まえた関わり方や支援の方法を伝えている。

(令和5年度)

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
参加人数	0人	4人	7人	4人	—	6人	10人	11人	10人	10人	9人	10人	81人

(令和4年度)

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
参加人数	0人	7人	6人	6人	0人	6人	10人	5人	11人	3人	5人	5人	64人

### (4) 親へのグループ支援

#### ①ペアレントトレーニング(「あまっこいきいき講座」)

子育てに悩んだり、育てにくさを感じたりしている就学前のこどもの保護者を対象に、こどもの行動観察の方法や問題行動への効果的な対処の方法について参加者やスタッフと情報交換をしながら学び、こどもの理解を深めることを支援する。

(令和5年度)(単発講座)

実施日	7月25日	8月4日
参加者	5人	5人

(6回連続講座)

実施日	後期：令和5年10月10日～12月19日 1クール6回(月2回) *フォローアップ講座も1回実施。
参加者	6人

(令和4年度)

実施日	後期：令和4年10月13日～12月22日 1クール6回(月2回) *フォローアップ講座も1回実施。
参加者	8人 ※コロナウイルス感染拡大防止のため、前期は中止。

## ② 子育てセミナー

子育てに困っていたり、こどもの発達が気になっている小学生の保護者を対象に、こどもの行動観察の方法や問題行動への効果的な対処の方法について参加者やスタッフと情報交換をしながら学び、こどもの理解を深めることを支援する。

(令和5年度)

	実施日	内 容	参加者
第1回	9月7日	親子でポジティブなやりとりを増やそう ～上手なほめ方・しかり方～	3人
第2回	9月14日	スモールステップで支える子どもの“できる” ～援助の段階と指示の出し方～	7人
第3回	9月21日	行動によってかかわりを変えよう ～ほめる・教える・相談する・また今後～	5人

(令和4年度)

	実施日	内 容	参加者
第1回	9月8日	親子でポジティブなやりとりを増やそう ～上手なほめ方・しかり方～	7人
第2回	9月15日	スモールステップで支える子どもの“できる” ～援助の段階と指示の出し方～	7人
第3回	9月22日	行動によってかかわりを変えよう ～ほめる・教える・相談する・また今後～	7人

## ③ 子ども支援教室

発達に心配な子どもや発達相談を受けた4・5歳児を対象に、「遊び」を通して身体の使い方や、集団生活上での得意なことや不得意なところを専門職と観察し共有することで、保護者がこどもの理解を深めることを支援する。

(令和5年度)

クール	上半期9月～11月	下半期9月～12月
対象・定員	年長児 10人	年長児 10人
参加者	8人 法人保育園1人、公立保育所2人、 私立幼稚園5人	8人 法人保育園5人、私立幼稚園3人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援（普段の子どもの様子、主訴の聞き取り）1回</li> <li>・集団支援（短時間保育、集団でのこどもの様子見学）2回</li> <li>・フィードバック1回</li> </ul>	

(令和4年度)

クール	上半期7月～8月	下半期11月～2月
対象・定員	年長児 10人	年中児 10人
参加者	5人 法人保育園1人、公立保育所1人、 私立幼稚園3人	6人 法人保育園1人、 私立幼稚園3人、公立幼稚園2人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援（普段の子どもの様子、主訴の聞き取り）1回</li> <li>・集団支援（短時間保育、集団でのこどもの様子見学）2回</li> <li>・フィードバック1回</li> </ul>	

(5) 支援者のための支援事業

① 施設支援事業

各施設等の職員がこどもの対応に困難さを感じている場合に、専門職が施設を訪問し、こどもへの関わり方の助言等を行う。

(令和5年度)

施設	公・私	訪問回数 (回)	対象児童数 (人)
保育所 ・ 園	公立	4	8
	法人	15	27
	計	19	35
幼稚園	公立	1	1
	私立	4	7
	計	5	8
小学校	市立	2	2
中学校	市立	0	0
総計		26	45

(令和4年度)

施設	公・私	訪問回数 (回)	対象児童数 (人)
保育所 ・ 園	公立	3	5
	法人	20	32
	計	23	37
幼稚園	公立	1	1
	私立	7	13
	計	8	14
小学校	市立	5	6
中学校	市立	1	2
総計		37	59

② ティーチャーズトレーニング

こどもの対応に困難さを感じている小中学校教員や保育施設等の職員を対象に、こどもの行動観察や理解、対応の仕方について応用行動分析学による具体的な対処方法を提供し、改善の一助となることを目的とした講座を実施している。

(令和5年度)

	保育士・幼稚園教諭向け	小学校・中学校教諭向け
実施回数	1クール(6回連続講座)	1クール(6回連続講座)
実施時期	令和5年9月～12月	令和5年9月～12月
受講人数	7人 (保育士6人、幼稚園教諭1人)	11人 (小学校教諭10人、中学校教諭1人)
講師	関西学院大学就職支援員 衣笠康子氏 こども相談支援課心理士 織田紗恵子氏	尼崎市教育委員会事務局特別支援教育担当首席指導主事 杉本浩美氏 尼崎市立あまよう特別支援学校 特別支援教育専任コーディネーター 高木裕美氏

(令和4年度)

実施回数	1クール(6回連続実施)
実施時期	令和4年8月～11月
受講人数	10人(内訳 中学校1人、小学校1人、保育士8人)
講師	NPO法人ラヴィータ研究所 理事長 米田和子氏(特別支援教育士SV)

### ③ 支援者への研修

(令和5年度)

実施日時	令和5年7月27日
対象者・人数	杭瀬小学校 教諭 20人
内 容	講義とグループワーク 「子どもの基本的な身体機能や学習環境等の調整について」

実施日時	令和5年10月17日
対象者・人数	竹谷小学校 保護者 10人
内 容	講義「発達障害の基礎知識」

実施日時	令和5年11月9日
対象者・人数	NPO法人やんちゃんこ 利用者 6人
内 容	講義「作業療法士ってどんな人」

実施日時	令和6年2月5日
対象者・人数	尼崎市立花地区民生児童委員 30人
内 容	講義「発達障害の基礎知識」

(平成4年度)

実施日時	令和4年7月1日(金)
対象者・人数	教育委員会 学校給食課 45人
内 容	講義「食と子どもの発達」

実施日時	令和4年9月14日(水)
対象者・人数	幼稚園教頭会 11人
内 容	講義「未就園児から就学前までの発達段階と家庭での取り組み」 (北部地域保健課と共同実施)

実施日時	令和4年11月15日(火)、21日(月)
対象者・人数	児童課 児童ホーム職員研修 104人
内 容	講義「発達障害の基礎知識」

実施日時	令和5年3月15日(水)
対 象 者	教育委員会 学校教員 不登校担当職員 110人
内 容	講義「発達課題と子どもの支援について」

## (6) 課題解決のための連携施策

### ① 保健との連携

幼少期から切れ目なく発達相談ができるよう、関係課と協議し課題を洗い出す中で、支援につながっていないこどもに支援を届けることができるよう役割を整理しながら支援の充実を図ることを目的に、協議を行った。

そのためには、現在の支援体制を十分に機能させていくことが重要であることから、支援が必要なこどもについて関係機関内で情報共有しながら支援を進めるなかで、各機関の役割や実施事業について定期的に協議し、どこで相談を受けても必要なサービスや支援につながられるネットワークを構築するために「就学前後にかかる発達支援推進会議」を立ち上げ、支援関係者の連携を強化することとした。

### ② 教育委員会との連携

市内41校の小学校で行われている就学時健診の児童面接内容を統一することを目的に、令和2年度から教育委員会の保健体育課・特別支援教育担当と共同で児童面接マニュアルを作成した。初年度となる令和2年度は推奨方法である集団面接を8割の学校で取り入れ、令和3・4年度は9割まで上昇、令和5年度は全ての学校で集団面接を取り入れるに至った。

さらに令和4年度は、児童面接において支援が必要であると思われる児童について、在籍園での様子を情報収集するモデル校を3校選定し、在籍園からの情報収集も実施したが、令和5年度はこれを11校まで拡大することができた。

### ③ 尼崎市医師会 小児科医会との連携

地域の医療機関と連携した取り組みができるよう、市内小児科・精神科を対象にいくしあの周知を行うとともに、診察対象や各種証明書の発行状況等についてのアンケート調査を実施し、こどもや保護者、関係機関への支援に活かした。

#### 【課題（発達相談支援）】

- ・施設支援事業の申し込み件数が減少しており、各施設等の職員に対して、こどもへの関わり方の助言等を行う機会が少なくなっている。
- ・就学時健診の児童面接において支援が必要であると思われた児童について、在籍園での様子を情報収集するモデル校は、令和4年度の3校から11校に拡大したが、モデル事業の本格実施までには至っていない。

#### 【今後の取組（発達相談支援）】

- ・施設支援事業の小学校・中学校からの申し込み用紙を、簡便な形に改め、申し込みのハードルを下げること、件数増加を図り、各施設職員に対する助言機会を確保する。
- ・在籍園調査を行うモデル事業の本格実施に向けた取組で、幼保小連携支援を進める。

【支援や連携の事例】

<こどもと家庭の状況>

父、母、本児（小学1年生）、妹（3歳）、弟（2歳）

<いくしあの関わり>

本児が万引きを繰り返していたことからスクールソーシャルワーカーが関わっていた世帯。スクールソーシャルワーカーより「母が本児への対応に困っているため発達相談支援担当にも関わってほしい」との相談があった。本児には万引き等の問題行動がある他、衝動性が強いとの話であったため、スクールソーシャルワーカーからの紹介により、保健師が面談を行うこととなった。

面談で母は、本児に落ち着きがないこと、気持ちが他の物事に移りやすいこと、万引きをしてしまうこと、落とし物や忘れ物が多いこと等についての困りごとを話した。母には本児への対応について助言するとともに、本児のことをより詳しく理解するために医師による診察を受けてみてはどうかと提案したところ、母は診察を希望した。

診察で母は本児について、乳児期から夜泣き等があり育てにくかったこと、偏食や迷子など困りごとが多かったと話した。一方本児は、万引きについて「欲しいと思ったら持ってきてしまう」などと話した。診察医が「欲しいと思った時にどうするか」について本児に質問をしながら考える機会を作り、最終的に本児は「欲しいものがあったらお母さんを欲しいものの棚まで連れていくようにする」ことを約束した。

診察での聞き取りと本児への心理検査を踏まえ、診察医は本児が注意欠陥多動証であると診断した。本児の対応については家庭内だけではなく、学校内での環境調整も必要となることから、母に診断名を伝える際はスクールソーシャルワーカーも同席し、学校連携に協力することとなった。

後日母と本児が再診に来た際、診察医からは診断結果や本児への対応方法を伝えただけでなく、小学校での環境調整が必要となるため先生と相談する必要があること、また、ソーシャルスキルを磨いていくために通級指導教室や放課後等デイサービスの利用が望ましいことも伝えた。

<成果、今後の見通し>

再診以降も引き続きスクールソーシャルワーカーが世帯に継続的にかかわり、学校調整等必要な支援を継続している。また、スクールソーシャルワーカーからは、本児の万引き等の問題行動がなくなってきたとの報告があった。

本児の発達特性だけでなく、母が本児にうまく対応できていなかったことによる母子関係性の難しさから、本児の万引き等の問題行動が起きているケースであったが、スクールソーシャルワーカーの関わりから発達相談支援担当につながり、診断を通じて母の本児への理解を深めることができた。また、本児への具体的な対応方法について母や学校とも共有することができ、問題行動の改善につなげることができた。引き続きスクールソーシャルワーカーと情報を共有しながら連携した支援を行っていく。

## 7 教育相談・不登校の児童生徒支援

### (1) 概要

教育相談においては、市内在住、在学の4歳から18歳（幼稚園・保育所から高校生）までの子どもに関する相談を、児童生徒や保護者、学校・園を対象に、教育相談カウンセラーによる電話相談、面接相談を行い、必要に応じて心療内科医・精神科医による医療カウンセリングを行っている。

不登校の児童生徒への支援においては、学校外の多様な学びの場を整備するとともに、こども自立支援員やハートフルフレンド（有償ボランティア）による訪問支援を行っている。

### (2) 具体的な取組内容と課題

#### ① カウンセラーによる教育相談

【目的】6名の教育相談カウンセラーが、市内在住、在学の4歳から18歳（幼稚園・保育所から高校生）までの子ども・保護者・家族・教職員等を対象に、いじめや不登校といった学校に関する悩みに対して、学校や関係機関と連携しながら適切な支援を行う。

【方法】 ・電話相談 ・面接相談 ・発達検査等 ・学校訪問

（令和5年度）

相談種別	電話	面接	総計	
いじめ	6	7	13	0.4%
不登校	325	1,229	1,554	46.9%
学業・進路	49	154	203	6.1%
友人関係	14	43	57	1.7%
家庭・子育て	153	443	596	18.0%
心身の健康	113	275	388	11.7%
発達障害	196	269	465	14.0%
非行・不良	0	3	3	0.1%
暴力行為	0	0	0	0.0%
虐待	6	30	36	1.1%
体罰	0	0	0	0.0%
学校と教職員	1	0	1	0.0%
その他	0	0	0	0.0%
計	863	2,453	3,316	100%

（令和4年度）

相談種別	電話	面接	総計	
いじめ	1	0	1	0.0%
不登校	340	1,337	1,677	49.0%
学業・進路	61	179	240	7.0%
友人関係	14	62	76	2.2%
家庭・子育て	113	419	532	15.6%
心身の健康	73	301	374	10.9%
発達障害	138	269	407	11.9%
非行・不良	3	6	9	0.3%
暴力行為	2	17	19	0.6%
虐待	2	22	24	0.7%
体罰	0	0	0	0.0%
学校と教職員	29	33	62	1.8%
その他	0	0	0	0.0%
計	776	2,645	3,421	100%

#### ② スクールソーシャルワーカーによる学校支援

【目的】10名のスクールソーシャルワーカーが、教育委員会が所管する学校・園に所属する園児児童生徒及びその保護者を対象に、家庭内での虐待や貧困、学校でのいじめ、不登校といった問題の相談に乗り、情報を集めて状況を把握した上で、児童生徒の家族や友人、学校、地域などに働きかけることで状況の改善を行う。

【方法】・教室や学校、家庭を訪問し、子どもや保護者の相談をきく。

- ・同行支援（関係機関への付き添い等）
- ・教職員に対するコンサルテーション
- ・学校内会議への参加

スクールソーシャルワーカーへの相談内容及び相談件数（単位：件）

	R5		R4	
	件数	割合	件数	割合
不登校	304	21.3%	338	21.4%
いじめ	61	4.3%	70	4.4%
友人・教職員等の問題	89	6.2%	81	5.1%
虐待	128	9.0%	147	9.3%
ヤングケアラー※	35	2.4%	57	3.6%
貧困問題	43	3.0%	44	2.8%
家庭環境の問題	312	21.8%	393	24.9%
心身の健康・保健	92	6.4%	93	5.9%
発達障害	297	20.8%	330	20.9%
その他	69	4.8%	23	1.5%
合計	1,430	100%	1,576	100%

※令和4年度より統計をとっている。

### ③ SNS を利用した相談

【目的】SNSカウンセラー2名と教育委員会指導主事が、市立中学校17校、市立高等学校3校に在籍する生徒に対して、生徒にとって身近なスマートフォンやタブレット端末から匿名で相談できる環境を構築し、早期のSOS発信を促していく。

【方法】・匿名報告アプリ『STANDBY』（R3年度までの「STOP it」から名称を変更）

匿名報告アプリ『STANDBY』の登録件数（下段 登録率）および相談件数

	市立中学校			市立高等学校		
	在籍生徒数	登録件数	相談件数	在籍生徒数	登録件数	相談件数
R5	9,508人	272人 (2.9%)	354件	2,190人	708人 (32.3%)	175件
R4	9,616人	184人 (1.9%)	552件	2,207人	651人 (29.5%)	165件

※在籍生徒数は各年度の4月1日現在

### ④ こども自立支援、ハートフルフレンドによる不登校児童生徒支援

【目的】12名のこども自立支援員（元教員）及びハートフルフレンド（社会人・学生ボランティア）が、学校に登校しにくい、登校できない児童生徒に対して、個々の状況に応じて伴走的に支援を行い、児童生徒の社会的自立につなげる。

【方法】・家庭、学校訪問

- ・校内別室における学習サポート
- ・学習支援室「サテライト教室」における学習サポート
- ・教育支援室「ほっとすてっぷ」における学習サポート

こども自立支援員、ハートフルフレンドが支援する不登校児童生徒の割合

	R5	R4
尼崎市における不登校児童生徒数	1,426 人	1,352 人
こども自立支援員、ハートフルフレンドが支援する 不登校児童生徒数・割合	281 人 (19.6%)	235 人 (17.4%)

⑤ 学校以外の多様な学びの場の充実

【目的】不登校にある児童生徒を対象に、学校以外の多様な学びの場及び居場所を整備し、そこで基礎学力の補充や基本的な生活習慣の改善等の指導や援助を行うことで、不登校児童生徒の社会的自立につなげる。

【方法】・教育支援室「ほっとすてっぷ」（市内3か所）の運営

- ・学習支援室「サテライト教室」（市内8か所）の運営

学校以外の多様な学びの場の利用者数

	ほっとすてっぷ	サテライト教室	ハートフル
R 5	73 人	65 人	9 人
R 4	81 人	52 人	6 人

## 【課題（教育相談・不登校の児童生徒支援）】

- ・教育相談においては、相談件数全体としては微減（R4 3,414件 R5 3,316件 -98件）であり、減った相談内容の半数は「学校と教職員」となっている（R4 55件 R5 1件 -54件）。このことは、コロナ規制および対応がなくなった等により、学校および教職員の負担が軽減し、学校での対応力が高まったとポジティブに評価ができる一方で、学校がいくしあに相談しなくなった、学校現場におけるいくしあ期待値が低下したというネガティブな評価もできる。後者の評価を課題とした場合、今後、学校のニーズを的確に捉えより連携を図っていけるように取り組んでいく必要がある。
- ・すべての教育相談の内、不登校に関する相談内容が約半数（46.9%）となっている。不登校相談への対応は基本的には、当人および保護者の話を傾聴し、気持ちに寄り添った対応を行っている。この対応について、クライアントからは、「安心した」「心が落ち着いた」という声がある一方で、「具体的な解決策」「今後の方針」等の助言が欲しかったという声もあがっている。カウンセラーが寄り添い対応していく中で、不登校対策支援に係る具体的な助言を求められた場合は適切に対応できる必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーへの相談件数はやや減少（R4 1,576件 R5 1,430件 -146件）している。減少した要因としては2点考えられる。1点目は、R5年度より、配置方法と配置校を大きく変更したことによる影響。2点目は、学校内の教育相談体制の強化（スクリーニング機能の強化、アセスメント力の向上等）である。  
学校内の教育相談体制が強化されることで、スクールソーシャルワーカーへの相談に至らないケースが増えたのではないかと考えられる。今後も相談件数が減少していくのであれば、スクールソーシャルワーカーの他の重要な業務、例えば、「教室巡回」や「教職員への研修」といった未然防止につながる活動や地域資源の開発につながる活動をより発展させていく必要がある。
- ・SNSを利用した相談において、匿名報告アプリ STANDBY による相談件数は980件であった。
- ・R5不登校児童生徒数は1424人（小学校544人中学校880人）となり、昨年度より72人の増加となっている。小中ともに増加はしているが、増加幅（R4 325人増 R3 220人増）は減少している。コロナ規制解除により、学校における教育活動の制限がなくなったことが大きな要因と考えている。  
学校以外の学びの場での支援において、ほっとすてっぷやサテライト教室の利用者数は例年とあまり変化がない。ハートフルフレンドの活動は、自宅から出にくい児童生徒を対象とした訪問型支援であるので、たいへん意義ある活動ではあるが、なかなか利用につながらないことと、登録者数（学生）が年々減少していることが課題である。
- ・不登校対策として、学校外の多様な学びの場の整備に努めてきたが、今後は不登校を未然に防ぐような取り組みが必要である。

【今後の取組（教育相談・不登校の児童生徒支援）】

- ・不登校に係る相談対応において、カウンセラーが寄り添い対応していく中で、不登校対策支援に係る具体的な助言を求められた場合は適切に対応が行っていきけるよう、カウンセリングの中で、昨年度作成した『不登校の子ども理解・支援ハンドブック』を積極的に活用していくとともに、状況によっては、不登校担当の指導主事につなげていく体制を整える。
- ・スクールソーシャルワーカーの活動においては、今後も相談件数の推移を注視しながら、今後も学校の教育相談体制の強化につながるような活動を増加し、学校における問題の未然防止および困難化の防止に努めていく。
- ・匿名報告アプリ STANDBY による相談においては、今後も登録率の向上に取り組む。
- ・不登校対策支援としては、引き続き学校外に多様な学びの場の整備を進めていくとともに、未然防止という観点から、校内における別室での支援がより充実したものになるよう取り組んでいく。また、今年度作成した『不登校児童生徒対策支援シート』の活用を推進させていくことで、学校における不登校児童生徒の早期発見、早期対応につなげていく。

## 【支援と連携の事例】

### <こどもと家族の状況>

- ・ 父母、本児（小学校1年生）の3人家庭。
- ・ 父親が様々な機関に相談している。

### <いくしあの関わり>

本児は、小学校での集団生活に慣れず、教室を飛び出すなど落ち着かない場面が増え、次第に登校しぶりなどの状況が見られていた。父親は、本児が発達の課題を抱えているのではないかと心配し、様々な機関に相談するが、母親の体調面の問題も加わって支援を円滑に進めることができず、本児の養育が手に負えなくなっていた。

そうした中、学校とスクールソーシャルワーカー、いくしあ関係課でケース会議を開催し、今後の支援について協議を行った。学校においては、本児に登校でき安心して過ごせる環境づくりに重点を置き、本児の発言や行動などに留意することとした。いくしあにおいては、スクールソーシャルワーカーとカウンセラー、児童ケースワーカー等が連携しながら、本児への支援と家庭への福祉的な支援を検討するなど、役割分担を行いながら支援を進めることとした。

### <成果>

学校においては、スクールソーシャルワーカーのアセスメントをもとに、気持ちの切り替えやクールダウンができる場所の設置や、気持ちを表すカードを用意することで、校内に安心できる居場所を作ることができた。児童ケースワーカーにおいては、定期的に母と面談し、福祉サービスを提供するなど、生活面でのサポートを行った。また、父親は、いくしあの教育相談を通して、発達の特性を理解し、本児の気持ちに寄り添いながら関わるできるようになった。

これらの手立てを通して、本児は、少しずつ気持ちを表現することができるようになり、教室での学習に参加するなど、登校状況も安定した。また、家庭においても必要な支援につながることができ、安定した生活をおくることができるようになっている。

その後も、スクールソーシャルワーカーのアセスメントを手がかりに、学校と関係機関が定期的にケースのモニタリングを行いながら、本児と家族への支援を継続している。

## 8 ひきこもりがちな青少年への支援

### (1) ユース相談支援事業

中学3年生から概ね29歳までの、外へ出ることがしんどい状態（いわゆるひきこもり状態）やそれに近い状態にある、青少年及びそのご家族への支援を行う。市職員がインテークを行ったのち、継続的な支援が必要な場合は、委託先の専門相談員（社会福祉士、精神保健福祉士など）が自宅等に訪問し、相談に対応するほか、自宅以外での活動を行う支援や、家族交流会などを行う。

委託先：特定非営利活動法人 み・らいず2

#### ① 支援開始件数及び委託先の支援回数の推移

- ・令和5年度において、28件の支援を開始し24件の支援を終了した。
- ・令和5年度末時点において、継続的な支援対象者は75名であった。
- ・令和5年度において、延べ3,753回委託先の支援を実施した。

(令和5年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支援開始件数	1	4	0	2	4	2	2	2	1	3	4	3	28
支援終了件数	1	2	1	2	2	3	1	0	0	1	0	11	24
継続支援件数	71	73	72	72	74	73	74	76	77	79	83	75	-
委託先の支援回数 (同ケース重複有)	249	223	345	265	298	391	377	265	346	330	308	356	3,753

(令和4年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支援開始件数	1	3	3	1	0	3	3	3	4	1	2	2	26
支援終了件数	3	0	2	1	2	3	0	0	0	0	0	1	12
継続支援件数	55	58	59	59	57	57	60	63	67	68	70	71	-
委託先の支援回数 (同ケース重複有)	96	117	119	143	144	151	201	195	191	250	235	300	2,142

#### ② 支援対象者の性別と申請時年齢

- ・令和5年度末時点の支援対象者75名のうち、男性は50名、女性は25名であった。
- ・令和5年度末時点の支援対象者75名のうち、申請時年齢は中学生年齢が8名、高校生年齢が22名、19歳以上が45名であった。

(令和5年度)

申請時年齢	男性	女性	合計
中学生年齢	7名 (9.3%)	1名 (1.3%)	8名 (10.7%)
高校生年齢	14名 (18.7%)	8名 (10.7%)	22名 (29.3%)
19歳以上	29名 (38.7%)	16名 (21.3%)	45名 (60.0%)
合計	50名 (66.7%)	25名 (33.3%)	75名 (100.0%)

(令和4年度)

申請時年齢	男性	女性	合計
中学生年齢	10名 (14.1%)	3名 (4.2%)	13名 (18.3%)
高校生年齢	14名 (19.7%)	7名 (9.9%)	21名 (29.6%)
19歳以上	21名 (29.6%)	16名 (22.5%)	37名 (52.1%)
合計	45名 (63.4%)	26名 (36.6%)	71名 (100.0%)

③ 支援期間

【令和5年度末時点の支援終結対象者の支援期間】

- ・令和5年度末時点の累計支援終結対象者は58名であった。
- ・令和5年度末時点の支援終結対象者のうち、支援期間は以下のとおりであった。

(令和5年度)

支援期間	対象者
0日～3か月未満	6名 (10.3%)
3か月～6か月未満	7名 (12.1%)
6か月～1年未満	13名 (22.4%)
1年～1年6か月未満	9名 (15.5%)
1年6か月～2年未満	11名 (19.0%)
2年以上	12名 (20.7%)
合計	58名 (100.0%)

(令和4年度)

支援期間	対象者
0日～3か月未満	6名 (17.6%)
3か月～6か月未満	7名 (20.6%)
6か月～1年未満	10名 (29.4%)
1年～1年6か月未満	5名 (14.7%)
1年6か月～2年未満	6名 (17.6%)
2年以上	0名 (0.0%)
合計	34名 (100.0%)

【令和5年度末時点の支援継続対象者の支援期間】

- ・令和5年度末時点の支援継続対象者は75名であった。
- ・令和5年度末時点の支援継続対象者のうち、支援期間は以下のとおりであった。

(令和5年度)

支援期間	対象者
0日～3か月未満	10名 (13.3%)
3か月～6か月未満	5名 (6.7%)
6か月～1年未満	12名 (16.0%)
1年～1年6か月未満	12名 (16.0%)
1年6か月～2年未満	8名 (10.7%)
2年～2年6か月未満	10名 (13.3%)
2年6か月～3年未満	4名 (5.3%)
3年～3年6か月未満	6名 (8.0%)
3年6か月～4年未満	4名 (5.3%)
4年～4年6か月未満	4名 (5.3%)
合計	75名 (100.0%)

(令和4年度)

支援期間	対象者
0日～3か月未満	5名 (7.0%)
3か月～6か月未満	10名 (14.1%)
6か月～1年未満	10名 (14.1%)
1年～1年6か月未満	16名 (22.5%)
1年6か月～2年未満	9名 (12.7%)
2年～2年6か月未満	11名 (15.5%)
2年6か月～3年未満	6名 (8.5%)
3年～3年6か月未満	4名 (5.6%)
合計	71名 (100.0%)

④ ケースモニタリング

- ・令和5年度は、ケースモニタリングを12回実施した。
- ・委託事業者と市職員で、各ケース3か月に1度、支援の進行状況や支援対象者等の変化を定期的に把握することで、効果的な支援を目指すケースモニタリングを実施している。ケースモニタリングにおいては、次回モニタリングまでの間(3か月間)の目標として短期目標を定めるとともに、支援全体でゴールとして目指す長期目標の策定とその進捗度を確認する。また、支援対象者の状態や状況の評価、短期・長期目標の進捗達成状況から、具体的な支援計画や支援量を検討し、より効果的な支援を目指している。

⑤ 居場所事業（当事者会）の実績

- ・令和5年度の居場所事業（当事者会）は、63回実施した
- ・活動内容は、カードゲームやテレビゲーム、身体を動かすボディワークや卓球大会、そのほかにもプログラミング講座やクリスマス会など季節のイベント、市内協力企業へのボランティア活動など、利用者の興味関心やニーズに沿った内容で実施した。

（令和5年度）

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開催回数	3回	3回	4回	3回	5回	4回	8回	6回	8回	7回	6回	6回	63回
延べ参加者数	14名	13名	18名	12名	22名	24名	36名	24名	35名	28名	27名	33名	286名

（令和4年度）

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開催回数	4回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	4回	3回	3回	3回	3回	38回
延べ参加者数	10名	10名	8名	9名	6名	10名	11名	10名	15名	10名	15名	21名	135名

⑥ 家族交流会の実績

- ・令和5年度の家族交流会は、6回実施した。
- ・6回のうち3回は「非公開家族交流会」として支援対象者の家族のみを対象として実施し、3回は「公開家族交流会」として支援対象者以外も広く参加対象として実施した。

（令和5年度）

開催月	参加者数	テーマ、会場
4月	5名	「FITの動画視聴、家族を可視化するワーク実施」 （会場）立花事務所 （形態）非公開
6月	8名	「青少年のネット依存・ゲーム障害の現状と対応」 （啓発セミナー実施後の、希望者による家族交流会） （会場）立花南生涯学習プラザ （形態）公開
8月	60名	「ひきこもり経験者に聴く」 （会場）立花南生涯学習プラザ （形態）公開
10月	12名	「臨床美術を交えた家族交流会」 （会場）立花南生涯学習プラザ （形態）非公開
12月	12名	「茶話会を交えた家族交流会」 （会場）立花事務所 （形態）非公開
2月	1名	「若者のひきこもりとメンタルヘルスの関係と対応」 （会場）尼崎市女性センター・トレピエ （形態）公開

(令和4年度)

開催月	参加者数	テーマ、会場
6月	8名	「疾病対策課による思春期に関する講習会」 (会場) 立花南生涯学習プラザ (形態) 公開
7月	2名	「中学卒業後の進路に関する交流会」 (会場) 立花事務所 (形態) 非公開
8月	1名	テーマなし(通常の家族交流会) (会場) 立花事務所 (形態) 非公開
10月	60名	「不登校・ひきこもり理解のための講演会」 (会場) 大庄北生涯学習プラザ (形態) 公開
11月	6名	「落語会・茶話会を交えた家族交流会」 (会場) 立花事務所 (形態) 非公開
1月	3名	「ハーバリウムづくりを交えた家族交流会」 (会場) 立花事務所 (形態) 非公開
2月	38名	「不登校・ひきこもり支援のための講演会」 (会場) 立花南生涯学習プラザ (形態) 公開

⑦ 啓発活動

- ・令和4年度に引き続き、広く市民を対象に、若年層のひきこもりに関する理解や知識を深められるよう啓発事業として講演会を実施した。

(令和5年度)

開催月	参加者数	講演テーマ
6月	45名	「青少年のネット依存・ゲーム障害の現状と対応」

(令和4年度)

開催月	参加者数	講演テーマ
4月	30名	「不登校・ひきこもり理解のための講演会」 (オンライン開催)

【課題（ひきこもりがちな青少年への支援）】

- ・ 出前講座等、事業紹介の機会において「初めてこの事業を知った」という声も多く、市民のみならず関係機関においても当事業の認知、理解が不十分である。そのため、実際に支援を必要としている人やその支援者に情報が届いていない可能性がある。
- ・ 重篤なひきこもり状態にある青少年を本事業につなげるためには、保護者や本人からの相談を待つだけでなく可能な範囲で本事業からアプローチする必要があるが、そうした青少年を把握している可能性の高い関係機関（中学校、スクールソーシャルワーカー、児童ケースワーカーなど）への事業周知や連携が不十分である。

【今後の取組（ひきこもりがちな青少年への支援）】

- ・ 中学校やスクールソーシャルワーカーなど関係機関に対する事業紹介やケース相談の機会を設け、重篤なひきこもり状態にある青少年を本事業につなげるためのアプローチを推進する。
- ・ 30歳以上のひきこもり支援を行うしごと・くらしサポートセンターと更なる連携を図りつつ、広報を充実させるなど事業の利用促進を図ることで必要な支援につなげていく。

## 【支援や連携の事例】

### <本人と家族の状況>

父、母、長女（相談当時中学3年生）の3人世帯。長女は小学生の時に循環器系の持病が見つかり、運動などに制限が設けられた。小学生のころの登校状況に問題はなかったが、中学1年生の時に循環器系の持病の手術で長期欠席し、その後再度登校するきっかけを逃し、人目が気になり外出できないひきこもり状態となった。

### <いくしあの関わり>

本世帯の子育て相談のためにこども相談支援課（児童ケースワーカー）が先行して関わっており、長女が中学3年生になった時点で中学卒業後の進路が決まりそうにない状態だった。父と母が、長女の中学卒業後進路が決まりそうにないことを不安に感じたタイミングで、児童ケースワーカーから父と母に本事業を紹介し、本事業の継続支援を開始した。

長女が中学校卒業するまでの過ごし方や、中学校卒業後の進路について一緒に考えるため、相談員が月1回家庭訪問し、継続支援を進めることになった。母は長女が中学校に再び登校することは諦めていたが、長女が中学卒業後進学しないのであれば知人の職場で働いてほしいと考えており、母と知人で話を進めていた。長女は外出できず中学卒業後の進路も決まらないので不安を感じていたが、母の知人の職場なら行っても良いという様子であった。

支援開始時、長女は特に困りごとや相談したいことはない様子であったが、相談員と長女が面談を重ねる中で長女は「本当は母の知人の職場で仕事はしたくない」との気持ちを相談員に伝えた。以前から長女はネット上の友達にそのことを相談していたようだが、父や母に言い出せずにいた。

長女から父と母に、本当は母の知人の職場で仕事はしたくないことを伝えられるように後押しし、長女から父と母に伝えた。その後は、長女が本当に希望する中学卒業後進路と一緒に探すサポートを実施し、定時制高校や音楽系専門学校などを一緒に調べ検討した。

中学校卒業後進路として、長女が一番熱心に取り組めると考えた音楽系専門学校を長女自身が選んだ。中学校卒業後進路が決定し、音楽系専門学校の通学等不安要素を取り除く段階を経て、中学校卒業と同時に本事業の支援を終了した。

## 9 ヤングケアラー支援

### (1) ヤングケアラー等世帯訪問支援事業

概ね18歳未満の子ども・若者を含む世帯のうち、ヤングケアラーや要保護・要支援児童がいる世帯等、支援が必要な家庭に対して、ホームヘルパー等の訪問支援者を派遣し、世帯の家事・育児支援等の専門的な支援を提供し、子ども・若者及びその世帯の負担軽減を図り、子ども・若者の自立を支援する。(令和4年8月事業開始)

#### 【事業実績】

	利用世帯数	ヘルパー派遣回数	ヘルパー派遣時間
令和5年度	28世帯	405回	406時間
令和4年度	16世帯	188回	222時間

#### 【課題（ヤングケアラー支援）】

・家庭環境上支援が必要なヤングケアラーは、自らがヤングケアラーであることに対して自覚が乏しく顕在化しにくいいため、相談・支援に繋げることが困難である。

#### 【今後の取組（ヤングケアラー支援）】

・ヤングケアラーに対して、訪問支援員派遣や居場所提供等の支援を行うとともに、早期発見・支援に向けて学校や介護事業者等の関係機関への周知を強化する。

## 【支援や連携の事例】

### <本人と家族の状況>

母、長女（中学1年生）の2人世帯。母は精神的に不安定でうつ症状に悩まされていたが、受診への拒否感から医療機関を受診していなかった。長女は発達に課題があり学校内で問題行動を起こすこともあったが、家庭においては献身的に母のサポートをしており、日常的に家事を行う等ヤングケアラー状態にあった。スクールソーシャルワーカーが母、長女と関わりながら、世帯の状況を確認し、必要な支援を検討していた。

### <いくしあの関わり>

スクールソーシャルワーカーより世帯についての相談を受け、児童ケースワーカーがスクールソーシャルワーカーと一緒に家庭訪問を行った。母より精神的なしんどさを聞き取ったため、医療機関を受診した上で障害福祉サービス（家事援助）を申請することを提案したが、「他人が家に入ることへの不安が大きい」との反応であった。そのため、「ヤングケアラー等世帯訪問支援事業」を利用しヘルパー派遣を経験してみることを提案したところ、母は「それならいいかもしれない」と了承した。ヘルパー派遣開始当初、母は緊張からしんどさを感じる様子であったが、児童ケースワーカーが母の意向を汲んで派遣頻度や時間帯の調整を行ったところ、母は「これなら大丈夫」と話し、ヘルパー利用への不安感を払拭することができた。

また、長女についてはスクールソーシャルワーカーより「ヤングケアラーピアサポート事業」で実施しているイベントを案内した。

### <成果、今後の見通し>

母がヘルパー派遣の継続利用を希望したことから、児童ケースワーカーが改めて障害福祉サービスの申請を提案した。母は医療機関受診の必要性も理解した上で申請を希望したため、児童ケースワーカーが手続き支援を行い、障害福祉サービスの利用に繋げていくこととなった。また、長女については「ヤングケアラーピアサポート事業」のイベントに積極的に参加し、他の利用者と楽しく過ごすことができるようになった。

## 10 子どもの育ち支援システムの運用

いくしあでは、児童虐待や不登校等の課題や困難を抱える子どもや子育て家庭の支援をしていることから、緊急性が求められる場面や、迅速な対応が求められる場面が発生する。

こうした子どもや子育て家庭を総合的かつ継続的に支援するためには、相談者の主訴と支援対象児、家族とその家庭環境の状況を整理・評価したうえで、適切な支援につなげていく必要があるため、子どもの支援歴等の記録を一元的に把握するための電子システム（子どもの育ち支援システム）を運用している。

子どもの育ち支援システムでは、子どもや子育て家庭の支援に必要な情報（住所や世帯構成、福祉サービスの利用状況、就園先、通学先など）を、庁内の各課のシステムから連携提供を受けており、子どもの育ち支援センターの職員は、子どもと子育て家庭への支援に必要な情報を横断的に把握しながら相談支援を行うとともに、その相談内容や支援内容を児童情報やケース情報として、登録・更新している。

運用にあたっては、顔認証を加えた2要素認証システムの導入やアクセスログの管理、職員研修の実施など、個人情報の管理を徹底し、セキュリティ対策を講じている。

#### 【課題（子どもの育ち支援システム）】

- ・システム内の支援情報の閲覧・使用について、従来に比べ様々な市民情報が手軽に収集できることから、個人情報扱っているという職員の意識が希薄になりがちであるため、常に高いレベルの個人情報保護意識の維持が必要である。
- ・子どもの育ち支援システムでは、住民基本台帳情報や学齢簿情報、保健衛生情報などをはじめとした本市が所有する様々な情報との連携を図っているが、児童に対するよりよい支援を展開していくにあたり、各種のデータ連携・データ活用の方策を検討する必要がある。
- ・令和6年度に児童福祉法改正に伴うこども家庭センター（機能）の設置に向けて、必要となる機能についてシステム改修が必要である。
- ・令和8年度に尼崎市独自の児童相談所を開設するにあたり、子どもの育ち支援システムに児童相談所運営に必要な機能を追加するなど、適切な運営に向けた準備が必要である。

#### 【今後の取組（子どもの育ち支援システム）】

- ・いくしあ内研修やシステム担当者会議を定期的で開催し、個人情報の取り扱いについて常に高いレベルでのセキュリティ意識の維持を図る。
- ・令和4年度にデジタル庁のデータ連携実証事業で追加した児童や家庭の状況からリスクを判定する機能を活用し、支援が必要なハイリスク状態である可能性のある児童を早期発見・事前予測することによるプッシュ型の支援等の展開を図る。
- ・令和5年度にこども家庭庁のデータ連携実証事業に参加し、令和6年度以降、発達に課題を抱える児童に対するよりよい支援を展開するため、就学時健診と在籍調査の結果及びそれらを基に策定した個別支援計画のデータを小中学校にて活用を図ることとしており、それらの情報を子どもの育ち支援システムとも連携することにより、子どもの育ち支援センターでの発達相談をはじめとする児童への適切な支援に活用していく。
- ・令和6年度のこども家庭センター（機能）設置に向けてシステム改修を行う。
- ・令和8年度の児童相談所の開設に向け、必要な機能等を検討し追加するシステム改修を実施する。

## 11 児童相談所の設置に向けた取組

児童福祉法第 12 条に規定される児童相談所の令和 8 年度設置に向け、「いくしあ」と一体的かつ効果的・効率的な児童相談所の運営を図れるよう、人材確保・人材育成、体制・機能及び施設整備等の検討・準備を行う。

令和 5 年度は、児童福祉司や児童心理司等の専門職の確保のため、引き続き職員採用を実施し、兵庫県や明石市の児童相談所等へ職員を派遣する等人材育成に努めた。また、子どもの育ち支援センター新館の実施設計を行うとともに、「いくしあ」と児童相談所が一体的支援を行うためのオフィス環境について検討を行った。更に関係機関とのネットワークの強化を図るため、学校等との意見交換や、里親会と共催で里親セミナーを実施するなどの取組を進めた。

### 【課題（児童相談所の設置に向けた取組）】

- ・児童福祉司や児童心理司等の専門職の確保を引き続き進める必要がある。特に弁護士や医師、学校連携コーディネーター等のより高度な専門性を持つ人材の確保が課題である。
- ・「いくしあ」と児童相談所が一体的支援を行うためのオフィス環境の整備や、子どもの育ち支援システムの改修、業務マニュアルの作成等の取組を進めなければならない。
- ・児童相談所設置後の適切な社会的養育の実施に向け、里親啓発や里親支援等について検討が必要である。

### 【今後の取組（児童相談所の設置に向けた取組）】

- ・人材確保・人材育成を着実に進めるとともに、弁護士、医師、学校連携コーディネーター等の確保に向けて方策を検討する。
- ・一体的支援を行うためのオフィス環境整備を進めるとともに、電話応対支援システムの導入について検討する。
- ・子どもの育ち支援システムに児童相談所機能を付加する改修を行う。
- ・虐待対応や一時保護所運営、療育手帳業務等の各種業務のマニュアルの検討を進める。
- ・里親支援センターの設置準備を進める。

## 12 その他の事業

### (1) いくしあ講演会

令和4年度までは基調講演、報告会及び意見交換等で構成する「いくしあシンポジウム」を実施してきたが、講師の話をもっと聞きたいという参加者の声を踏まえ、令和5年度は講演をメインとしたイベントに変更し、「いくしあ講演会」として実施した。

開催日：令和5年12月20日（水）

場 所：ユース交流センター あまぼーと2階ホール（オンライン併用）

参加数：56名（会場：28名 オンライン：28名）

#### <講演>

テーマ：「子どもの声を聴くってどういうこと？～子どもアドボカシーについて今考える～」

講 師：尼崎市子どものための権利擁護委員会 委員長 曾我 智史 氏

#### <意見交換>

・「ひと咲きプラザをもっと面白くするプロジェクト」報告

あまがさき・ひと咲きプラザを安心・安全に利用できる為のルール作りを小園小学校6年生と一緒に進める「ひと咲きプラザをもっと面白くするプロジェクト」についての報告

・参加者による意見交換会

### 【課題（いくしあ講演会）】

- ・令和5年度は講演をメインとした内容に変更して実施したところ、参加者アンケートでは「満足」又は「おおむね満足」が9割以上を占める結果となった。
- ・参加者数が令和4年度の97名に対し、令和5年度は56名であった。参加者数の増加が今後の課題である。

### 【今後の取組（いくしあ講演会）】

- ・次年度以降も「いくしあ講演会」として講演をメインとしたイベントを継続する。
- ・参加者数の増加に向けて、会場とオンラインのハイブリッド開催を継続する他、講演テーマの検討や、市報及びホームページでの広報、また、オレンジリボンフェスタの開催に合わせてチラシを配る等、周知啓発を工夫していく。

## (2) 尼崎子ども支援おなかまプロジェクト

子どもの育ちに関わる支援者・関係者が自由に意見交換・情報共有できる場として開催してきた「いくしあオープン会議」と、行政と民間が合同で研修を行うことで相互理解を深めることを目的に実施してきた「尼崎子ども支援おなかまプロジェクト」を発展的に継続する形で、令和5年度は「尼崎子ども支援おなかまプロジェクト」を尼崎市主催で、実行委員会形式により実施した(認定特定非営利活動法人 Learning for All との協働実施)。子ども支援に取り組む者同士が、お互いの信頼感を高め、壁を越えて連携を深めていけるよう、グループワークや講義を通じて関係構築を目指す取組として位置付けた。

毎回の内容やテーマを実行委員で話し合いの上進めた他、いくしあ講演会のテーマについても実行委員や参加メンバーで意見を出し合い決定する等、参加者の声を反映した運営を心掛けて実施した。

日時	内容・テーマ	参加者
第1回：令和5年6月28日(水)	おなかまお仕事紹介	22名
第2回：令和5年8月9日(水)	子ども支援にかかわる中でのエピソード共有(活動する上で大切にしていることの共有)	32名
第3回：令和5年10月11日(水)	教育と福祉の連携について考える	30名
第4回：令和5年12月13日(水)	ケース検討(多機関が関わる事例・困難事例)	24名
第5回：令和5年12月20日(水)	いくしあ講演会 子どもの声を聴くってどういうこと?～子どもアドボカシーについて今考える～	56名
第6回：令和6年2月14日(水)	・あまがさき子ども・子育てアクションプランの説明 ・事例検討 ・令和5年度の振り返りと次年度の取組	21名

### 【課題(尼崎子ども支援おなかまプロジェクト)】

- ・行政の視点だけではなく、民間の持つノウハウやつながりを十分に活かし、柔軟な発想力を持った運営を行っていくことが課題である。
- ・また、より良い子ども支援を実現させるため、行政と民間の相互理解をより一層推進させる必要がある。尼崎子ども支援おなかまプロジェクトに参加したメンバーは相互理解の機会を持つことで官民共同の意識が芽生えつつあるが、その参加者をいかに増やしていくかが課題である。

### 【今後の取組(尼崎子ども支援おなかまプロジェクト)】

- ・次年度以降の実施においては、民間事業者との協働契約により、行政と民間それぞれの強みを生かした運営を行う。
- ・実行委員会形式での運営を継続するが、参加メンバーが固定化しないよう、多くの人が参加できるような呼びかけを行う等、周知啓発を行っていく。

### (3) いくしあ専門家会議

課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、切れ目のない支援を行っていくため、いくしあの事業運営等について、専門家等と意見交換を行い、課題解決に向けて検討を行う会議体。令和5年度は開催を要する機会がなかったため、実施なし。

いくしあ専門家会議委員（五十音順）（～令和6年3月末）

大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授	伊藤 嘉余子
武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 准教授 武庫川女子大学短期大学部 心理・人間関係学科 准教授	大岡 由佳
兵庫県立こども発達支援センター 医師	野中 路子
兵庫県尼崎総合医療センター 周産期医療センター長、小児救急救命センター長、小児科部長	毎原 敏郎

#### 【課題（いくしあ専門家会議）】

・専門家会議は付属機関でないものの、いくしあのより良い運営のために意見をいただく場であることから、意見を事業に反映させる仕組みを検討する必要がある。

#### 【今後の取組（いくしあ専門家会議）】

・会議を開催すること自体が目的となることがないように、引き続き必要な時期に必要となる回数 of 会議を開催するものとする。また、会議開催は単に意見聴取のみを目的に行うのではなく、委員からいただいた意見を事業や運営等に反映させる目的をもって会議を開催していく。

### (4) 視察の受入・市政出前講座

#### ① 視察の受入

種別	件数	受け入れ人数
学生	10件	76人
地域団体	4件	67人
民間機関	5件	53人
他自治体	5件	27人
市議会議員・県議会議員	7件	64人
その他	5件	40人
計	36件	327人

#### ② 市政出前講座の実績

「尼崎市子どもの育ち支援センターについて」	1回（こども相談支援課）
「発達障害の基礎知識」	4回（こども相談支援課）
「児童虐待について」	3回（こども相談支援課）
「こどもとの関わり方について」	4回（こども教育支援課）
「不登校について」	2回（こども教育支援課）

【課題（視察の受入・市政出前講座）】

- ・令和5年度は視察の受入依頼が増加した。今後も依頼が増加することが見込まれるため、通常業務への影響が懸念される。
- ・どのような視察依頼があっても、一定の質の担保ができるよう、説明資料の統一化や案内マニュアルの作成が必要である。

【今後の取組（視察の受入・市政出前講座）】

- ・視察対応や事前準備により通常業務に影響が出ないように、引き続き視察受入件数の上限を設け対応していく。
- ・「いくしあの概要」については、全課の事業概要をとりまとめた説明資料を作成し、誰が対応しても同質の説明ができるようにしていく。

### 13 おわりに

子どもの育ち支援センター「いくしあ」は、開設から5年目を迎え、困難を抱えた多くのこどもやその家族に寄り添い、切れ目のないきめ細やかな支援を行ってきた。こどもファーストの思いが「いくしあ」で行う支援の根幹をなしているということ、を、「いくしあのあゆみ」を通じてご理解いただけるものと考えている。

今回の「いくしあのあゆみ」では、例年に倣い、「いくしあ」における相談支援や各種事業に係る実績、連携して支援を行った具体的事例を掲載したほか、各種事業を実施する中で生じている課題と今後の取組について記載した。これにより、「いくしあ」の現状を共通理解した上で、「いくしあ」内ではチーム支援をさらに充実させるための道標となることはもとより、「いくしあ」を利用する市民や関係機関の方々においても、「いくしあ」がこれから目指す姿を理解していただく一助になるものと考えている。

こうした中、「いくしあ」として特に重点的に取り組むべき事項として、以下の4点を挙げ、令和6年度から課題解決に向けた取組を進めている。

- ①「いくしあ」及び南北保健福祉センターに設置する「こども家庭センター機能」により、統括支援員を中心に母子保健と児童福祉の連携を強化し、妊産婦や子ども等に対する切れ目のない包括的な支援を進める。
- ②本市独自の児童相談所設置に向けて、「いくしあ」と一体的な支援が効果的・効率的に行われるよう人材の確保・育成に取り組む。
- ③児童相談所設置を見据え、「いくしあ」と南北保健福祉センターを含めた連携体制や、効率的な業務執行を促進させる環境整備を進める。
- ④さまざまな困難を抱えるこどもの支援について、民間団体との連携を進めながら、こども支援の協働体制づくりを進める。

引き続き「いくしあ」のコンセプトを踏まえながら、本市のこども一人ひとりを中心に子育て家庭の困りごとや悩みごとの解決の一助になるよう、こどもの声をしっかり聴き、専門機関、関係機関、関連部署と協力・連携しながら、こども一人ひとりに寄り添った支援に取り組んでいく。

【参考】

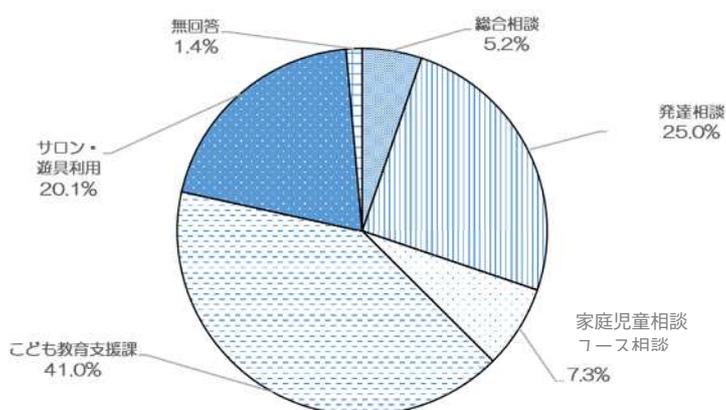
いくしあ来館者アンケート調査結果

回収数 :288枚
調査期間:令和5年 11月(1ヵ月間)

■調査結果■

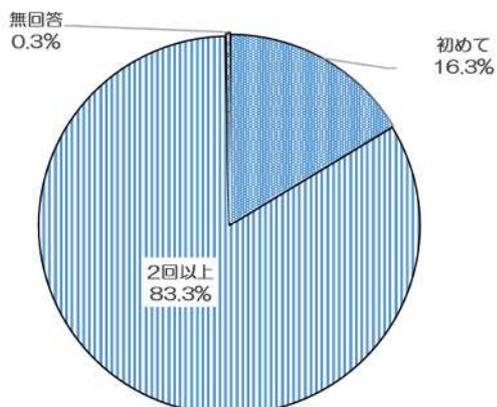
【来所要件（アンケート手渡し時に職員が記入）】

	こども相談支援課				こども教育支援課		サロン・遊具利用	無回答	総計
	総合相談 (子育て相談)	発達相談	家庭児童相談	ユース相談	教育相談・不登校相談	ほっとすてっぷ			
件数	15	72	14	7	117	1	58	4	288
割合	5.2%	25.0%	4.9%	2.4%	40.6%	0.3%	20.1%	1.4%	100.0%
件数	15	72	21		118		58	4	288
割合	5.2%	25.0%	7.3%		41.0%		20.1%	1.4%	100.0%



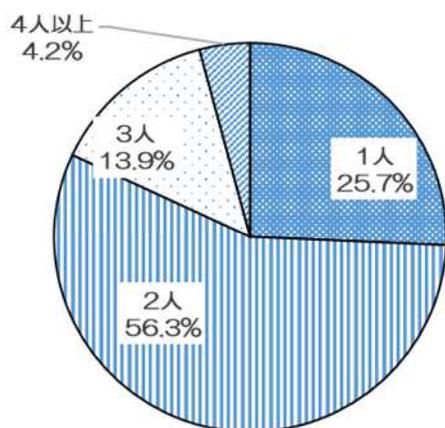
Q1 これまでに「いくしあ」を利用されたことはありますか。

	初めて	2回以上	無回答	総計
回答者	47	240	1	288
割合	16.3%	83.3%	0.3%	100.0%



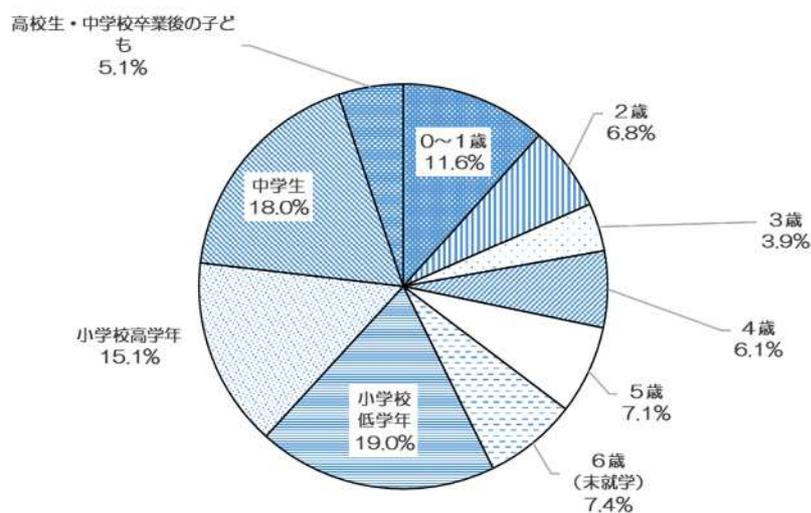
Q2 本日は何名でございましたか。

	1人	2人	3人	4人以上	無回答	総計
回答者	74	162	40	12	0	288
割合	25.7%	56.3%	13.9%	4.2%	0.0%	100.0%



Q3 対象となられるお子様の年齢は何歳ですか。(複数名の場合はすべて選択)

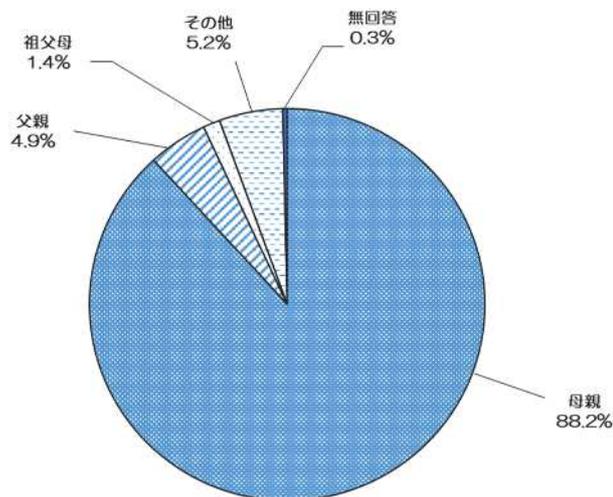
	0~1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳 (未就学)	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生・ 中学校卒業後の子 ども	無回答	総計
回答者	36	21	12	19	22	23	59	47	56	16	0	311
割合	11.6%	6.8%	3.9%	6.1%	7.1%	7.4%	19.0%	15.1%	18.0%	5.1%	0.0%	100.0%



Q4 このアンケートのご記入者（あなた）は、対象のお子様からみてどなたですか。

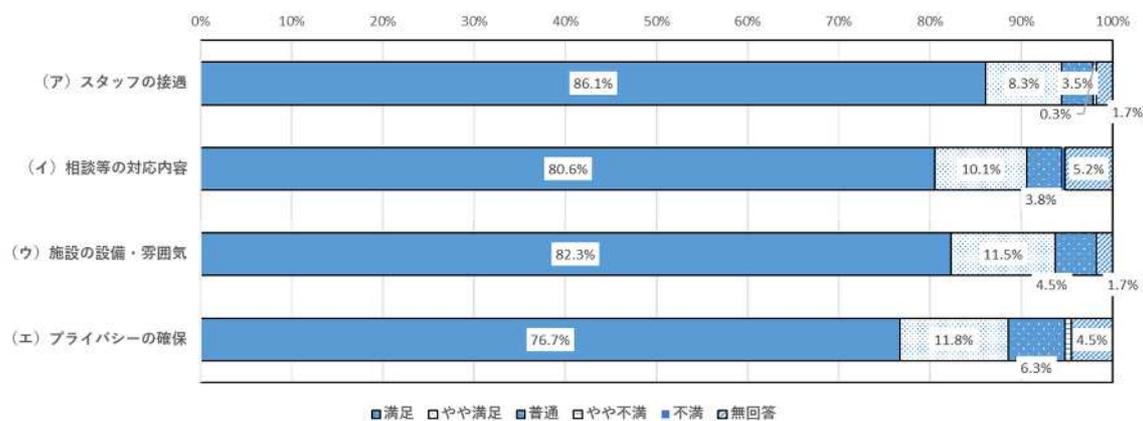
（1つにチェックを）

	母親	父親	祖父母	その他	無回答	総計
回答者	254	14	4	15	1	288
割合	88.2%	4.9%	1.4%	5.2%	0.3%	100.0%



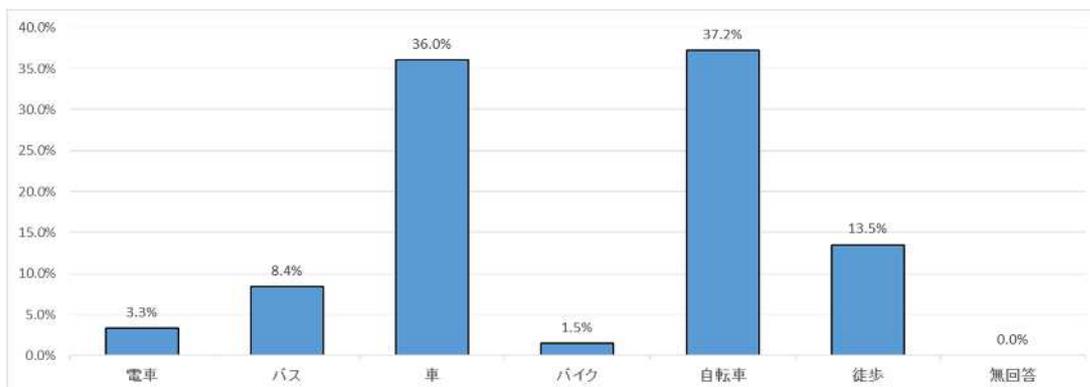
Q5 今日の満足度をお聞かせください。各項目ごとにお答えください。（数字に○印）

回答者	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
(ア)スタッフの接遇	248	24	10	1	0	5	288
(イ)相談等の対応内容	232	29	11	0	1	15	288
(ウ)施設の設備・雰囲気	237	33	13	0	0	5	288
(エ)プライバシーの確保	221	34	18	2	0	13	288
割合	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
(ア)スタッフの接遇	86.1%	8.3%	3.5%	0.3%	0.0%	1.7%	100.0%
(イ)相談等の対応内容	80.6%	10.1%	3.8%	0.0%	0.3%	5.2%	100.0%
(ウ)施設の設備・雰囲気	82.3%	11.5%	4.5%	0.0%	0.0%	1.7%	100.0%
(エ)プライバシーの確保	76.7%	11.8%	6.3%	0.7%	0.0%	4.5%	100.0%



Q6 今日の交通手段は何ですか。(あてはまるものすべてにチェックを)

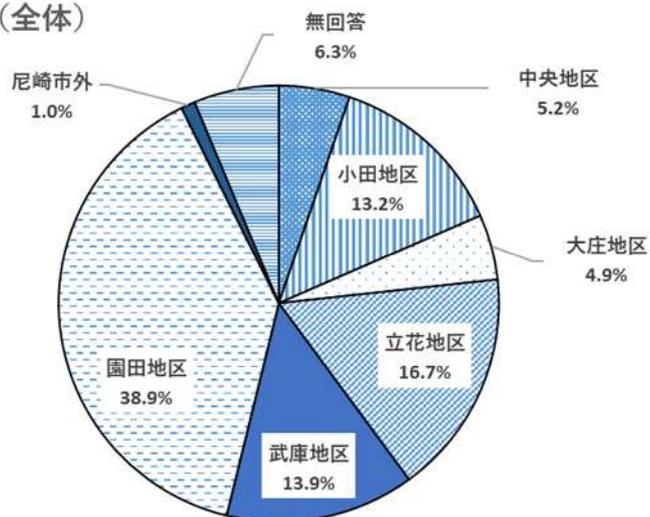
	電車	バス	車	バイク	自転車	徒歩	無回答	総計
回答者	11	28	120	5	124	45	0	333
割合	3.3%	8.4%	36.0%	1.5%	37.2%	13.5%	0.0%	100.0%



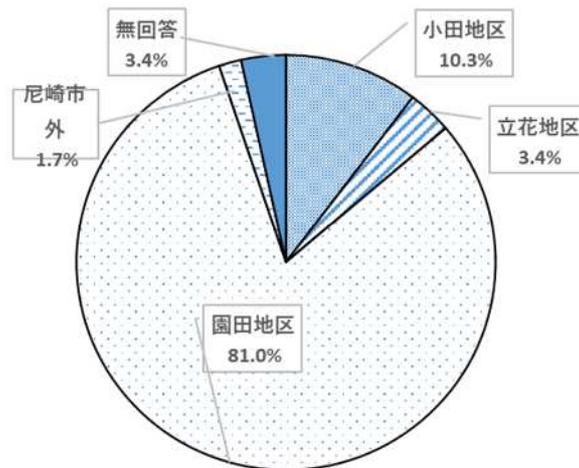
Q7 お住まいの地区はどちらですか。

	中央地区	小田地区	大庄地区	立花地区	武庫地区	園田地区	尼崎市外	無回答	総計
回答者	15	38	14	48	40	112	3	18	288
割合	5.2%	13.2%	4.9%	16.7%	13.9%	38.9%	1.0%	6.3%	100.0%

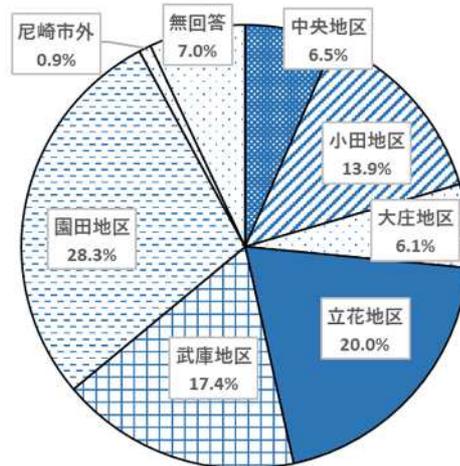
地区別利用者数 (全体)



地区別利用者数（サロン・遊具利用のみ）

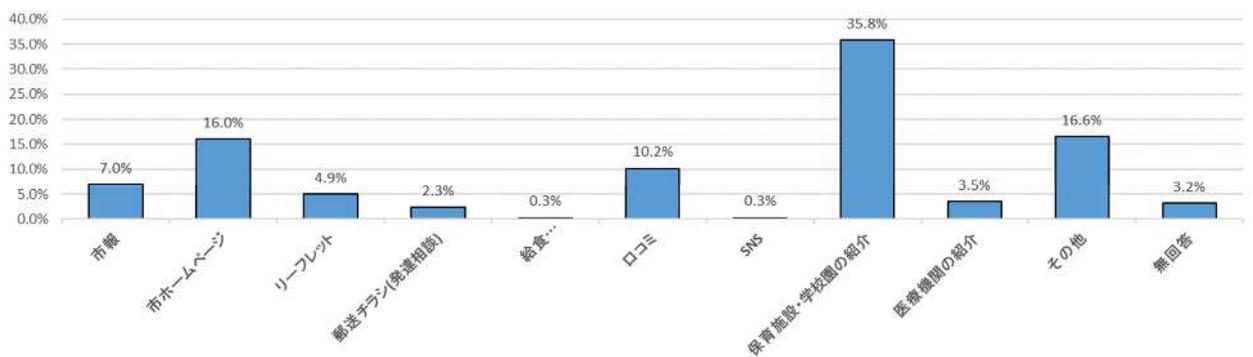


地区別利用者数（サロン・遊具利用除く）



Q8 「いくしあ」のことはどこでお知りになりましたか。（あてはまるものすべてにチェックを）

	市報	市ホームページ	リーフレット	郵送チラシ(発送相談)	給食献立表	口コミ	SNS	保育施設・学校園の紹介	医療機関の紹介	その他	無回答	総計
回答者	24	55	17	8	1	35	1	123	12	57	11	344
割合	7.0%	16.0%	4.9%	2.3%	0.3%	10.2%	0.3%	35.8%	3.5%	16.6%	3.2%	100.0%



3 いくしあ来館者アンケート（令和5年度11月実施）でいただいたご意見への回答（一例）

■ 来館者の声 ■

○もう少しイベント等を増やしてほしいです。  
○イベントをたくさんやってほしいです。  
○週一もしくは月一くらいで何かもよおしものがあるといいなあ

■ 「いくしあ」より ■

ご意見ありがとうございます。  
サロンのイベントにつきましては、少しずつ回数を増やせるように取り組んでおり、令和5年度は年4回イベントを実施しました。令和6年度以降もイベントの回数や内容をより充実できるように検討し、取り組んでまいります。



■ 来館者の声 ■

近くに住んでいるのに、施設のことを全く知りませんでした。市報などでもっと大きくサービスの内容を紹介してほしいと思いました。

■ 「いくしあ」より ■

ご意見ありがとうございます。  
いくしあの広報について、ご不便をおかけしております。本市ホームページについて、支援内容・相談フローがわかりやすく伝わるよう改善し、ホームページ以外にも市報等を活用して情報発信を行うよう取り組んでまいります。



■ 来館者の声 ■

○学修支援を充実させて欲しい

■ 「いくしあ」より ■

ご意見ありがとうございます。  
「いくしあ」の教育相談では、直接的な学習支援は行っておりませんが、教員である教育委員会指導主事が常駐しておりますので、学習の進め方や向かわせ方などをアドバイスさせていただくことが可能です。また、お子様の状況によっては学習支援を行っている関係機関の情報を提供させていただくことも可能ですので、担当カウンセラーにご相談くださるようお願いいたします。



■ 来館者の声 ■

○JR 塚口からシャトルバスを出してほしい  
○バスでのアクセスをよくしてほしいです。

■ 「いくしあ」より ■

ご意見ありがとうございます。  
「いくしあ」は、市域の北東部にあり、最寄り駅の阪急園田駅から徒歩約15分の位置に立地しており、ご不便をおかけしております。  
JR線においてはJR尼崎駅から直通のバスも出ておまして、JR 塚口駅からのシャトルバスの運行は難しい状況となっています。  
バスの増便等につきましては、いくしあが相談支援施設であることから定期的かつ一定数以上の利用者様が見込まれないなどの理由により、対応が困難な状況です。  
ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。



■ 来館者の声 ■

○ 土日も開けてほしい

■ 「いくしあ」より ■

ご意見ありがとうございます。

現在「いくしあ」では、通常の平日9時から17時30分までの総合相談窓口に加え、令和4年6月より試行的に、土曜日の相談も行っています。

(令和6年度は毎月第3土曜日に実施)

なお、総合相談以外の相談・支援業務・サロン開設につきましては、職員体制等の関係から、17時半以降や土曜日、日曜日における対応が困難な状況です。

ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。



※令和6年4月1日より令和7年3月31日まで、  
毎月第3土曜日9:00～17:30もご相談いただけます。

#### 4 ご意見箱の設置

職員の対応、施設や設備、相談・支援の内容など、いくしあに来館された際に気づいた点や意見、提案などをお伺いするため、1階いくしあサロンにご意見箱を設置しています。

いただいたご意見等は、内部で改善策を考え、施設内に掲示するなど、利用者の意見を反映させた施設となるよう努めています。





## 令和5年度 いくしあのあゆみ

発行 令和7年4月  
編集 尼崎市子どもの育ち支援センター  
(こども相談支援課)  
〒661-0974  
尼崎市若王寺2丁目18番6号  
電話 06(6423)9995  
ファクス 06(6409)4354

